

NGO-JICA協議会 2020年度第1回 議事次第

日 時	2020年6月30日	14:00 - 16:30
場 所	オンライン、JICA竹橋ビル多目的会議室 他	
参加者	別紙参照<資料1>	
司 会	JICA国内事業部市民参加推進課 諸永課長	記 録 NJ協議会事務局

【議題】

1		開会挨拶	14:00 ~ 14:10 (0:10 分)	北海道国際交流センター 池田事務局長 外務省 民間援助連携室 川崎室長 JICA 萱島理事
2	【協議】	今年度のNJ協議会実施方針案 ・19年度地方協議会振返り	14:10 ~ 14:25 (0:15 分)	北海道国際交流センター 池田事務局長 関西NGO協議会 吉椿常任理事 JICA関西センター 橋本職員
3	【協議】	コロナ緊急対応におけるNGOとJICAの連携 ①JICAの緊急対応 ②NGOの緊急活動・課題	14:25 ~ 15:15 (0:50 分)	JICA 企画部 折田参事役/国内事業部 諸永課長/青年海外協力隊事務局 作道次長、 JANIC 若林事務局長 /名古屋NGOセンター 中島代表理事/関西NGO協議会 吉椿常任理事
4	【協議】	ジェンダーの主流化	15:15 ~ 15:30 (0:15 分)	プラン・インターナショナル・ジャパン
5	【協議】	JICAの寄附金事業	15:30 ~ 15:45 (0:15 分)	JICA アフリカ部 大井課長/人間開発部 吉田次長・萩原専門員
		休憩	15:45 ~ 15:55 (0:10 分)	
6	【報告】	NGO研究会：PSEA/COVID-19NGO調査	15:55 ~ 16:00 (0:05 分)	JANIC/関西NGO協議会
7	【報告】	NGO調査：NGOの人件費単価	16:00 ~ 16:15 (0:15 分)	デロイトトーマツコンサルティング
8	【報告】	NGO活動情報共有	16:15 ~ 16:20 (0:05 分)	JANIC他
9	【報告】	JICA活動情報共有	16:20 ~ 16:25 (0:05 分)	JICA 国内事業部 諸永課長
9		閉会挨拶	16:25 ~ 16:30 (0:05 分)	JICA

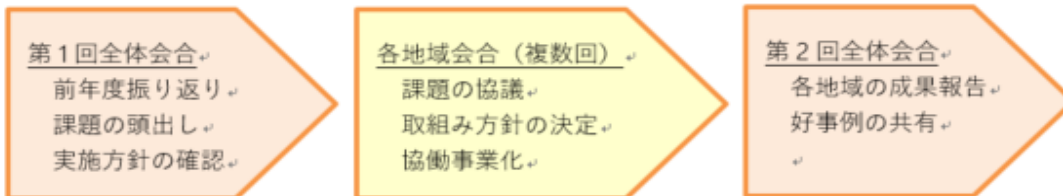
* 資料

- 1-1 参加者リスト
- 1-2 コーディネーター & 正会員NGOリスト
- 2-1 2020年度NJ協議会 実施方針案
- 2-2 2019年度NJ協議会 地域協議会記録
- 3-1 コロナ緊急対応：JICA
- 3-2 コロナ緊急対応：NGO
- 4 ジェンダーの主流化
- 5 JICAの寄附金事業
- 6 NGO研究会：PSEA/COVID-19NGO調査
- 7 NGOの人件費単価調査報告

2020 年度 NGO-JICA 協議会の実施方針

1. 今年度の方針

- ・全体会合開催：2 回（第 1 回目 6/30、第 2 回 第 4 四半期予定）
- ・各地域での協議：地域の事情に応じて回数・時期を決定



〔背景〕

NGO-JICA 協議会は、NGO と JICA の対話・連携促進を目的とし 1998 年に開始され、JICA 事業、NGO の能力強化研修や JICA 基金等について協議し、援助の質を追求し一定の成果を挙げてきた。一方、近年の社会環境の急速な変化への対応や SDGs 達成のための国際協力に関わるアクターの多様化をふまえ、本協議会の開催方法を改編してきた。なお 2019 年度に NGO 側より地域会合の必要性が提案され、現在は以下の方針で開催している。

- ・ NGO・JICA 関係者が一堂に会する全体会合について回数を絞って開催し、本質的な議論を希求する。併せて、地域における個々の状況・ニーズに基づいた対話・連携を目指す。（2019 年度に各地域での協議会開催を試行）
- ・ 多様なテーマに関して、活動分野や団体規模に応じたタスクチーム、分科会を適宜設置する。

2. 各地域での協議・連携

- ・ 目的・狙い：NGO と JICA が各地域において双方の強みを活かし協働することで国内外の課題により貢献し得るとの認識の下、各地域における対話・連携の促進を目指す。
但し、それぞれの取り組みや置かれている状況等も異なることから、「対話・連携」が目的化することなく、双方がメリットを感じられる形での実施を前提とする（開催を必須とするものではない）。
- ・ 開催時期：地域の事情に合わせて開催する。
- ・ 開催方法：各地域のネットワーク型 NGO（ネットワーク型 NGO が存在しない地域は他の NGO）と JICA の各国内機関が主導し、協議する場を設定する。（なお、協議の参加者は必ずしも NGO 及び JICA に限定することなく他のアクターの参加を募ることも可能）
- ・ 地域における協議の成果は、全体会合に共有する。

参考：2019 年度 NJ 協議会 地域協議会記録（資料 2-2）

	北海道（札幌）	東北	東京	横浜	中部
1. 開催日 (予定含む)	2019年12月7日、2020年1月25日	2019年7月3日（水）13：30～15：30	2020年1月21日(火)10：00～11：30	2020年4月18日（土）13:30～15:45	2020年1月23日（木）18:30-20:30
2. 主な参加者	北海道NGOネットワーク協議会：9人 JICA札幌	認定NPO法人IVY JICA東北	JICA東京 埼玉NGOネットワーク	特定非営利活動法人横浜NGOネットワーク（YNN） 神奈川県および山梨県内NGO,NPO JICA横浜	名古屋NGOセンター加盟11団体18名 JICA15名
3. 協議内容	（地域課題）道内においても在住外国人が年々増え、就労や生活上の課題が増加している。海外に知見のあるNGO団体、協力隊OB等、通訳や医療情報伝達等の専門性を活用し、多文化共生に関わることが出来ないか？ （国際協力）道内のNGOは国内支援の活動が大半を占めることもあり支援者・理解者拡大のための世論を形成することを意識するべきである。また、日本は諸外国に比べてNGOを通じたODA事業実施比率が低いことにもコミットし啓蒙を促す努力をすべきである。	・東北地方における国際協力団体の発掘 ・IVY-JICA共同によるセミナー・イベントの実施 ・草の根案件形成過程での助言/参画の可能性	埼玉NGOネットワークとJICA東京による埼玉県での地域連携強化策 （1）埼玉県国際協力情報交換会 （2）グローバルセミナー （3）新規事業 ①ラオス埼玉県合同調査団 ②将来構想として中小NGO向け草の根技術協力事業制度（NGO側要望） （4）埼玉NGOネットワーク定例会・勉強会での情報交換 ①JICA、JANICの講師による勉強会	・活動の上での課題の共有 ・JICAのNGO支援スキーム紹介 ・NGO支援スキーム活用例紹介 ・地域の国際協力を元気にする活動の検討	（1）前回のNGO-JICA定期協議会の報告と今後の動きについて （2）SDGsを意識した海外と国内を結ぶ事業例の報告と、特に外国人（老若男女）支援におけるNGOとJICAの連携の可能性について
4. 取組み課題		2019年8月25日（日）にセンター独自で実施団体向け説明会を実施済。 ・草の根事業の特徴/留意事項 ・事業実施における活動/予算管理 ・事業実施における安全対策 ・事例紹介（耕野振興会/IVY） ・案件形成のコツ	埼玉県国際協力情報交換会及びグローバルセミナーの次年度の開催枠組みを中心に新規事業等を加えて意見交換が行われた。この中で、JICAとしては多文化共生への取り組みの可能性が検討されていること、埼玉NGOネットワークとしては、埼玉県のNGOは中小規模が大半であるために中規模NGO向けの支援が必要であるという課題、テーマが改めて設定された。	※上記実施後に報告。	外国人児童、労働者、生活者が抱える諸問題に対して、JICAとしてどこまで、どのような支援が可能であるのかの検討。引き続き双方で意見交換等を通じて検討を継続する予定。
5. 成果	意見交換、対話の場として非常に有意義であり、意識的に対話の場を増やすことの必要性を再認識した。 北海道NGOネットワーク協議会総会（例年5月中）へのJICA担当者のオブザーバー参加の場は従来設けてきたが、それとは別に年度始めには必ず協議会を設けることとする。また、同協議会メンバーが提供可能な開発教育プログラムと人材のリストを作成し、JICA北海道およびHP掲載にて公開・活用する。	現在草の根事業を実施中の団体以外にも、現在JICA基金を実施中の団体や今後草の根事業を検討したい団体からも17団体/22名の参加を得た。本説明会参加をきっかけに、コンサルテーション実施につながった団体も2団体あるなど、団体の掘り起こしの契機となったと史料。	NGO-JICA協議会でJICA各拠点と地域ネットワークNGOが地域毎の事情に合わせた具体的な話し合いを行う地域協議会を開催する方針が出たが、埼玉県では既にJICA東京と埼玉NGOネットワークの意見交換の場が持たれており、2019年度は埼玉県国際協力情報交換会、グローバルセミナーの共催という連携実績もあるため、地域協議会を新たに開催する方向ではなく、一歩進めて連携事業実績を基盤にしたさらなる連携強化によるSDGsなど共通目的を進めることが必要との認識が共有できた。	※上記実施後に報告。	中部域内で外国人児童や労働者、生活者の抱える諸課題に対する支援団体の取り組み内容や課題を理解、共有することができた。
6. 来年度の方針	・北海道NGOネットワーク協議会総会（例年5月中）へのJICA担当者のオブザーバー参加 ・組織としての対話の機会、定期的な相互のコミュニケーションの場づくり	来年度以降の団体向け説明会等の実施は今後検討する。	下記3点の協働事業実施をベースとして、更なる連携強化を図る。 （1）埼玉県国際協力情報交換会2020 主催：JICA東京、埼玉NGOネットワーク 共催：埼玉県（国際課予定） （2）グローバルセミナー2020 主催：JICA東京、共催・企画・運営：埼玉NGOネットワーク、グローバル教育フォーラム、埼玉県国際交流協会 （3）埼玉NGOネットワーク勉強会 埼玉NGOネットワークがJICA東京、JANICから講師を招いて4、5月定例会時に勉強会を行う。（今後、日程調整）	※上記実施後に報告。	JICA中部—NGO地域協議会を2回開催し、上記に関する検討を継続する予定。
7. その他	・これまでの連携は「北海道国際協力フェスタ」のイベント。まずはこの振り返り会（1月中に開催予定）の中で、今後の取組み事項や課題を検討する		・埼玉NGOネットワーク定例会にJICA埼玉デスクが参加し定期的に情報交換を実施	※上記実施後に報告。	2月8日に地域協議会の今後についてのNGO側会合を開催。NGO,NPO関係者9名が集まり、地域の課題である外国人支援に関してJICA中部への提案事項について話し合った。

2019年度NGO-JIC

	関西	四国	九州	沖縄
1. 開催日 (予定含む)	2020年1月27日(月) 10:00-12:00	①2019年7月6日13:15-15:15 ②2020年2月2日9:00-12:00	①2019年10月3日 16:00-17:30 ②2020年1月21日 16:00-17:30	①2019年12月13日 13:30-17:00 ②2020年2月13日 14:00-16:00
2. 主な参加者	関西NGO協議会加盟団体14団体18名 関西地域CSO等3団体3名 JICA18名 JANIC1名	①四国NGOネットワーク加盟団体14団体21名 JICA四国4名 ②四国NGOネットワーク加盟団体14団体17名 その他四国NGO4名、自治体4名、愛媛県中小企業家同友会加盟民間企業4名、JICA四国4名	NGO福岡ネットワーク(FUNN) JICA九州	沖縄NGOセンター レキオウイングス 沖縄県交流推進課 県内企業
3. 協議内容	① 関西における誰一人取り残さない防災の実現について意見交換 ② 次世代の育成についてそれぞれのリソースを共有・協議 ①途上国と学び合いの重要性、国内の防災の担い手の高齢化・不足、都市部におけるコミュニティの崩壊を踏まえ、顔の見える関係の再構築、大学生と国内の地方をつなぐ仕組み、集客力のあるイベントの中で防災教育を実施する必要性、(国内のみで活動する市民団体を含む)多くの関係者をつなぎ効率的な連携を生み出すプラットフォームの形成の必要性等が提起された。 ②単なる各団体の後継者の育成ではなく、地域や社会を担う人材を育成するための各団体の取組と課題が共有された。	① ・各団体の進捗状況および今後のラウンドテーブル運営に関しての意見交換 ② ・他のイベント(SDGsカードゲーム、森里川海地域連携ミーティング)も合わせ2日間で実施 ・情報共有・連携方法に関しての協議	① ・課題について意見交換(これまでの連携実績の確認、及び連携がスムーズにいけない要因の分析) ・今後の改善について(推進会議へのFUNNの参加と推進員イベントにおける連携促進、定期的な会合の開催等) ② ・第4四半期推進会議に係る打合せ ・2020年度NGO等提案型プログラム提案に係る協議	「おきなわSDGsパートナーズ形成プログラム」として県内のNGOと企業のマッチングを行うためのプログラムを開催。 第1回はNGOが企業との協働を明確化することをテーマに、第2回は企業とNGOの連携によりSDGs推進の可能性を探ることをテーマに開催した。
4. 取組み課題	・防災、ユース、SDGsなど共通テーマで引き続き協議する。 ・より広くNGOの参加を呼び掛ける工夫が必要。	・参加者を限定する開催ではなく、SDGsなどをテーマにして、より広い参加者を呼び掛けられるような開催方法をJICAより提案	・第4四半期推進会議へのFUNNの参加 ・定期会合の開催 ・2020年度NGO等提案型プログラム提案に向けた協議	※上記実施後に報告。
5. 成果	・JICA関西が検討中の外国人受入環境整備の動きを共有し、NGOの意見を聴取できた。 ・若手育成に関するNGO側の問題意識や取組について意見交換ができた。	・民間企業や自治体の参加も可能とする「四国・NGO-JICA SDGsラウンドテーブル」として今後開催することを合意	・これまでの推進員とFUNNとの連携実績(グッドプラクティス)の確認 ・連携がスムーズにいけない要因を双方で確認するとともに、FUNNからの要望事項を確認 ・年2回程度の定期会合の開催に係る合意 ・FUNNの第4四半期推進会議への参加	
6. 来年度の方針	関西NGO-JICA協議会第二回の開催を検討中。	・定期的な会合の開催(年に2回) ・主催者をえひめグローバルネットワーク(外務省NGO相談員)、四国地方ESD活動支援センター、JICA四国として、実施方法(連絡手段や交通費支給)を整理。 ・定期的な会合の機会を活かすために、実施内容をさらに検討。	・定期会合の開催(年に2回) ・推進会議へのFUNNの参加(少なくとも年に1度、推進員とFUNNの活動スケジュールの共有と連携の模索) ・推進員とFUNNの連携促進 ・2020年度NGO等提案型プログラムへのFUNNの応募	・上記プログラムを今年度も引き続き実施し、年間6回のセミナーを開催予定 ・草の根技術協力事業への参加団体との意見交換会を定期的に開催予定
7. その他	・関西NGOネットワーク加盟NGO、JICA草の根実施団体、草の根候補団体等幅広いアクターが参加できた。		・今後JICA九州が共催しているイベント「クロスロード・コミュニケーション(主催:福岡県青年海外協力協会北九州支部)」の第1部「異文化理解セミナー」の講師をFUNN事務局メンバーやFUNN加盟団体に依頼することを検討予定。	



一人も取り残さない防災プロジェクト
 ~在住外国人を取り込んだ防災と多文化理解~



JICA関西センター
 次長
 業務第一課課長
 市民参加協力課課長

佐藤 睦
 木村 卓三郎
 田中 宏幸
 橋本 秀憲
 後藤 露子

1. 背景

- 阪神淡路大震災から25年、東日本大震災から9年。日本は全国的に防災強化に向けた努力を重ねつつ、JICA等を通じて海外へ展開。
- 「顔の見える関係」、コミュニティ防災（自主防災組織、自治会、学校、市民団体による自律的な活動）
- 心のケア
- 防災ミュージアム・語り継ぎ
- 多言語での情報発信
- 楽しみながら学べるクリエイティブな防災教育
- 途上国開発における防災の主流化

例：楽しく学ぶ防災



2. 問題意識 ～日本社会の変化～

- 過疎化、高齢化、都市化、コミュニティの希薄化、震災の風化、防災活動への参加率低下、気候変動による災害の頻度・質の変化

+外国人の急増

- 兵庫・神戸もこの課題に直面（ひょうご震災記念21世紀研究機構が兵庫のコミュニティの防災力向上に関する研究を2018～2019年に実施）

- 在住外国人は日本経済に欠かせない存在。誰も取り残さない防災体制の構築は、**外国人材の受入環境整備に直結**。
- 在住外国人が日本で防災を学び、**当該国の防災強化への貢献**も期待。
- **防災力の強化=コミュニティの強化=主体的な街づくり**、在住外国人を日本のコミュニティに取り込んでいくことが必要不可欠
→**日本の多文化共生にも貢献**

3. 事業目標

目標：「在住外国人も取り残さない防災」のモデルを構築

上位目標：

- モデルを日本の他地域へ展開
- 外国人材受入環境整備、日本の多文化共生への貢献
- JICA事業や帰国後の外国人材を通じ、新たなモデルを用いて途上国の防災強化

4. 実施体制

多様なアクターと連携したプラットフォームを形成



JICAの役割

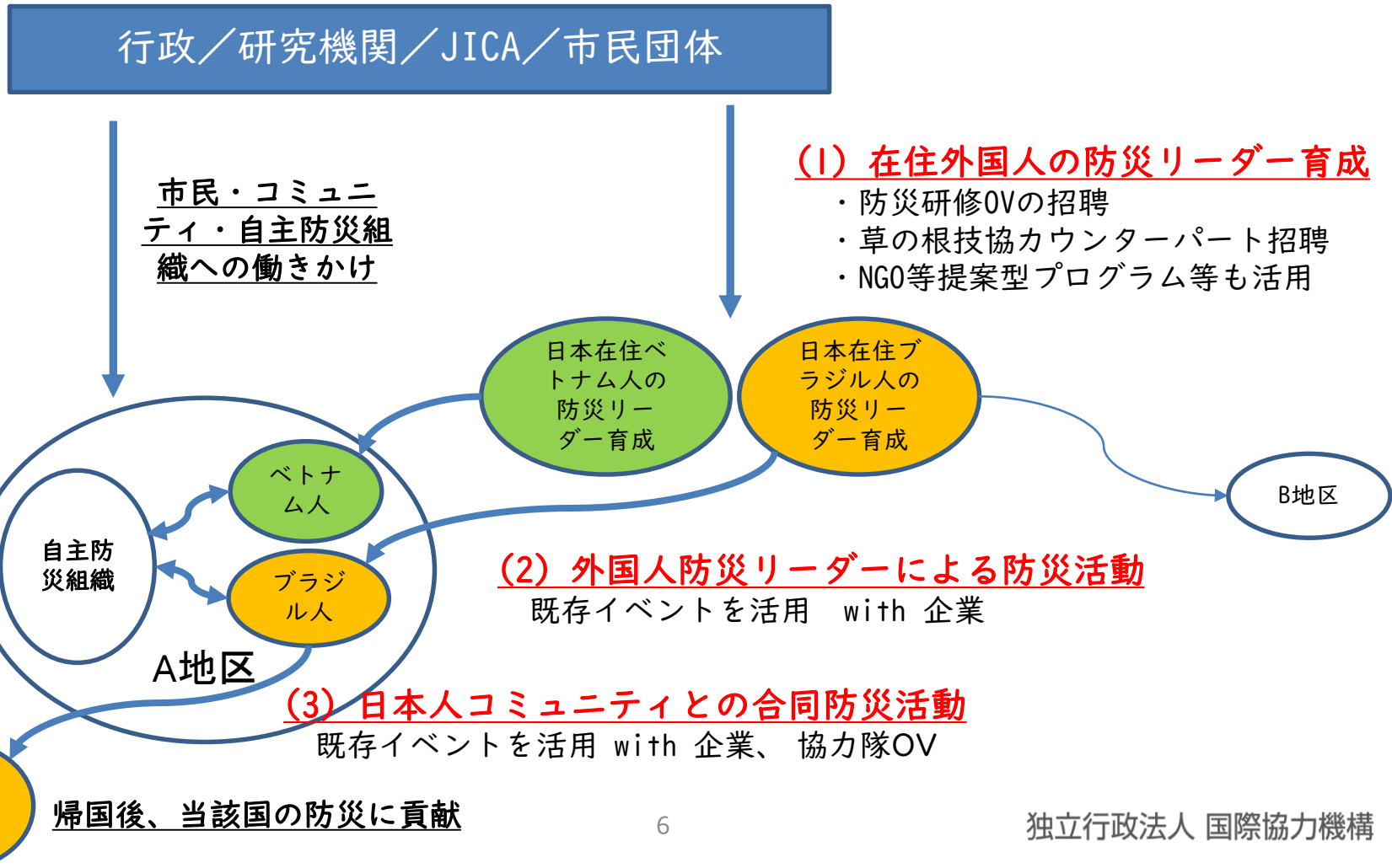
- ① 調査・研究
- ② プラットフォームの事務局・ファシリテーション
- ③ JICA事業との連携
- ④ 国内外のリソースの動員

パイロット地区における実証

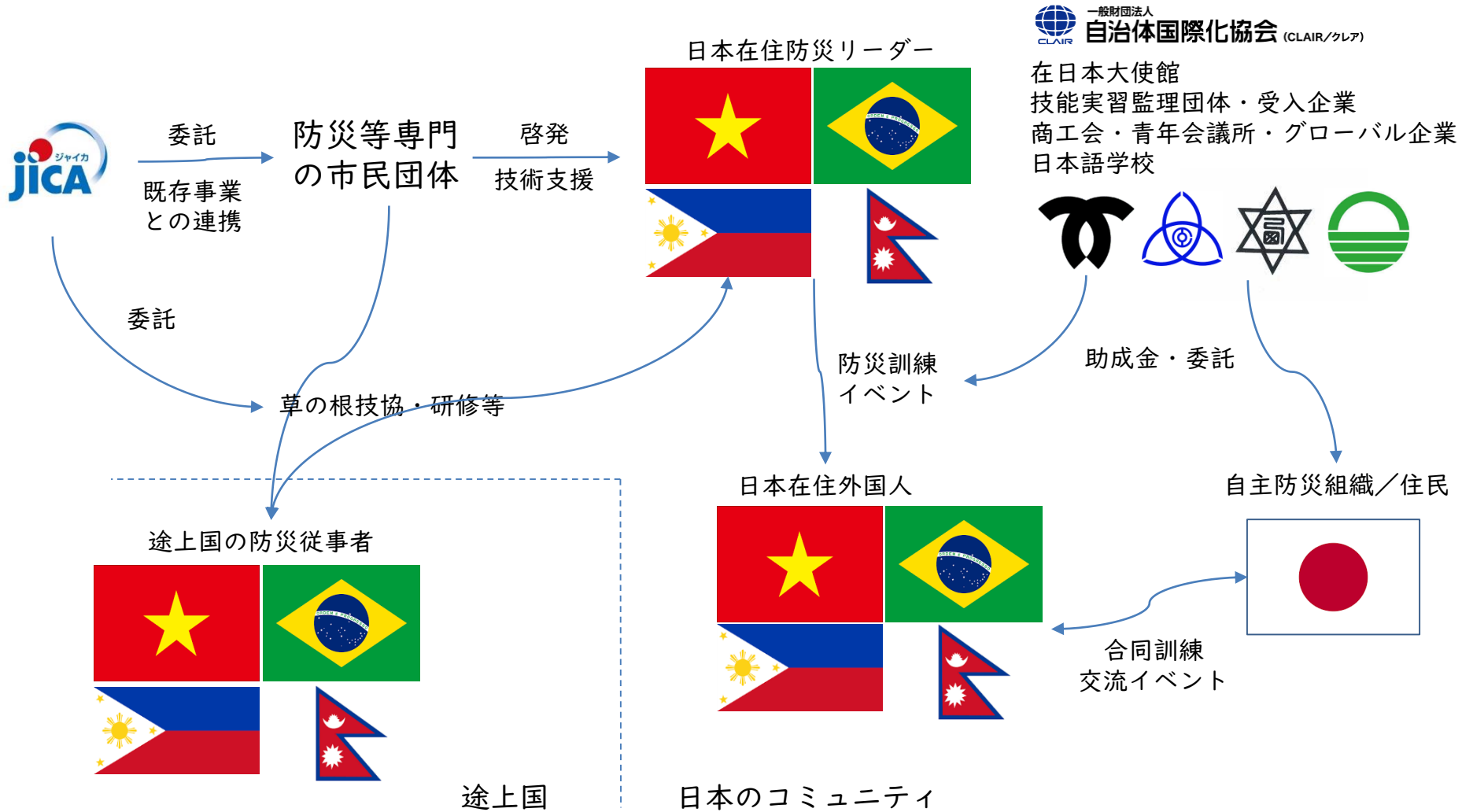
基礎自治体、或いは自治会（自主防災組織）の単位でパイロット地区を選定

5. 活動内容

在住外国人による在住外国人への防災教育。帰国後も貢献。



6. 座組

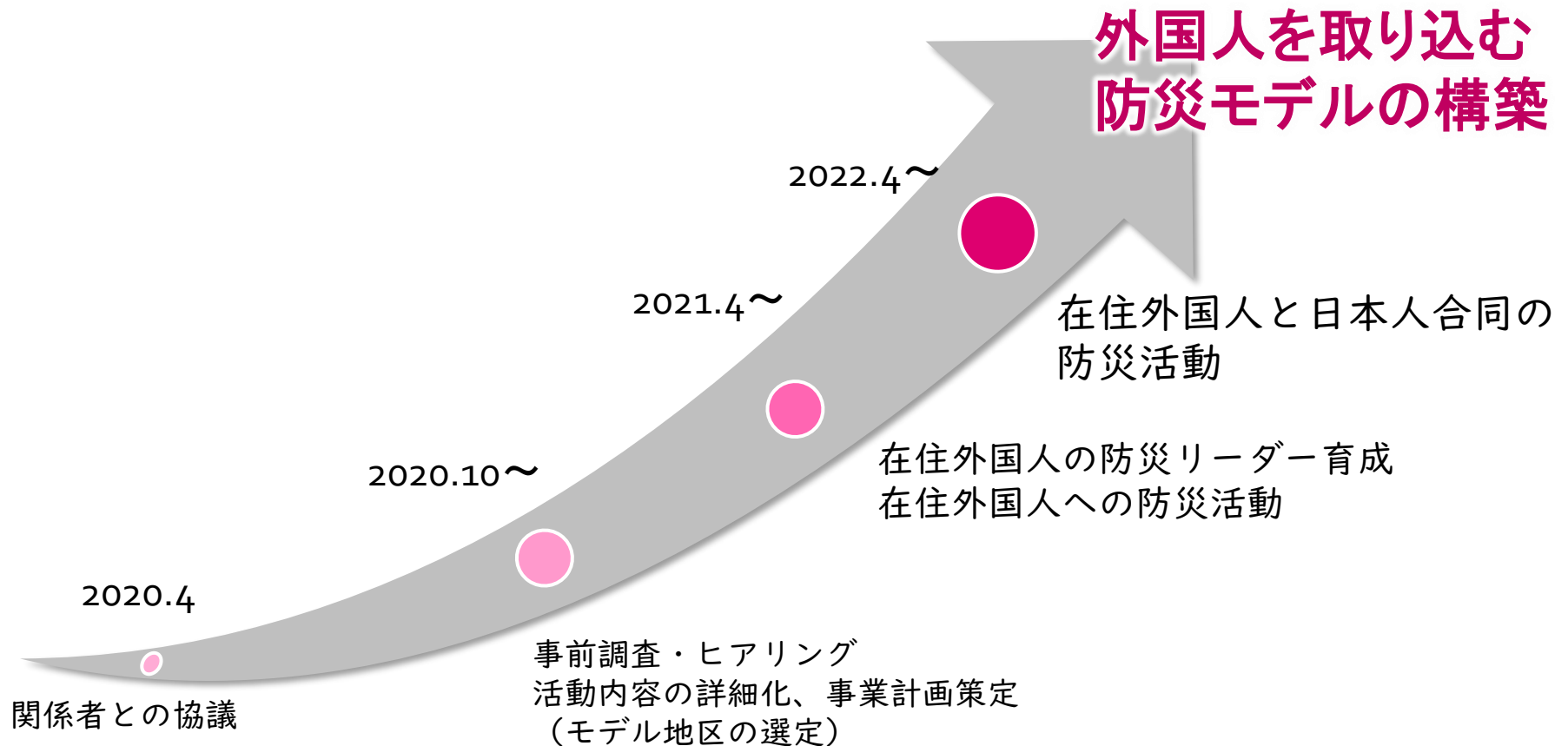


※国、自治体、団体名はあくまでイメージです。

7. 事業実施上の基本的な考え方・留意点

- 多様なコミュニティのあり方を想定
- JICAの投入は最小限に留め、モデル地区における活動の持続性、他地域への展開可能性に留意。
- 従来JICAの防災事業（技協、草の根等）の経験を踏まえ、「日本が途上国から学べる事」を積極的に活用
- 既存のJICA事業とも連携
- SNS等の積極活用

8. スケジュール



課題1

コロナ禍・ポストコロナ対応に資する取組の推進・強化

取組項目	対象事業	内容
コロナ対応を取り入れた柔軟な事業展開	草の根技術協力事業 JICA基金活用事業	実施中・実施予定案件において、遠隔での業務実施、コロナ禍対応・ポストコロナに資する取組みを推進(草の根技術協力事業の国内還元の取組含む)。
	草の根技術協力事業	実施済案件の事後調査の一環として、フォローアップ活動の実施を推進。フォローアップ活動においては、コロナ禍・ポストコロナ対応に資する取組を推奨。
早急なコロナ対応案件の立ち上げ(案)	草の根技術協力事業	今年度募集・採択案件において、コロナ禍・ポストコロナ対応に資するものを先行して審査し早期開始を目指すファーストトラックを実施。
案件形成支援	NGO等活動支援事業 (JICA企画型プログラム)	事業マネジメント研修・個別フォローアップ等により、積極的にコロナ禍・ポストコロナ対応案件形成を支援。

課題2 外国人材受入支援の強化

取組項目	対象事業	内容
外国人材受入支援に資する活動の推進	NGO等活動支援事業 (NGO等提案型プログラム)	日本国内の在留外国人支援等にかかる国際協力活動を実施するNGO等に対する支援を追加。
国内拠点における人員強化	国際協力推進員	地域の外国人材受入や多文化共生を推進する人員として、新たに本課題に特化した国際協力推進員を配置。
日本・途上国循環モデルの推進	草の根技術協力事業	開発途上国及び日本の地域社会や産業を支える人材の途上国と日本間の循環を目指す取組の推進。

待機中の JICA 海外協力隊員の国内での活動について

1 経緯と背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、全隊員が一時帰国し、待機が継続中。6月15日時点で1680名が待機中。更に、派遣前、訓練前の隊員や合格者も国内で派遣/再派遣の機会を待っている状況。
- コロナ禍における JICA の「4 つの挑戦」には隊員等による国内課題解決への貢献が含まれ、かかる取組推進のための三本柱（柱1：地域課題解決への貢献、柱2：自己研鑽・能力強化、柱3：With コロナ・ポストコロナに向けて）を設定し、取り組みを進めているところ。

2. これまでの活動の状況

柱1 国内課題解決への貢献

自治体、NGO 等各種団体、民間企業等国内各地からのニーズに応じ、隊員等が主体的に選択し、活動を行えるような情報を隊員に提供する（仕事、インターンシップ、ボランティア活動等様々な形態での案内を提供）。

【実践例】オンライン相談窓口「まちの赤ちゃん保健室」に複数の医療系隊員が参加し、多言語対応を含む相談業務を実施。また外国人技能実習生の来日が中断し、農業分野の人材不足が深刻化している群馬県嬭恋村において、同県内の待機中隊員が支援活動に参加。



国内や国外にいる日本人および外国人の出産、育児に関するオンライン相談窓口支援で一時帰国した隊員（助産師等）が活躍



新型コロナウイルスの影響で外国人技能実習生の来日が中断し、農業分野の人材不足が深刻化している群馬県嬭恋村における農業支援活動

柱2 自己研鑽支援

語学能力や専門技術の向上を目的とした研修等の機会を提供し、今後の任国での活動に役立て、また、将来の国内への社会還元活動の布石とする。

【実践例】「スポーツと開発」、「障害（者）とスポーツ」、「幼児教育」等の課題別研修をオンラインで実施。大学と連携したリーダーシップ研修等の開催。



一時帰国中隊員との課題/職種別オンライン勉強会（体育・スポーツ）

柱3 途上国支援の継続及びポスト・コロナに向けた検討

希望する隊員が国内に居ながらにして任国に対する活動を継続する方法を検討する。また、ポスト・コロナに向けた業務の改善に取り組む。

【実践例】一時帰国した隊員が任国とオンラインで繋がり、現地の学生等を対象に「オンライン授業」やスポーツ指導を実施。



協力隊経験者や一時帰国した隊員達が、休校中のキルギスの子供たちに、日本語や英語、算数・数学等のオンライン授業を実施



東京五輪出場予定のケニア女子代表チームをサポートするバレーボール隊員。練習動画を送ってもらいアドバイスするなど、活動を継続

新型コロナウイルス緊急対応における NGO と JICA の連携 NGO の緊急活動・課題

1. NGO の緊急活動

① NGO の役割

COVID-19 対応と NGO の役割

■なぜ NGO の役割が重要なのか

- 5月下旬世界銀行は COVID-19 により世界経済が 5%縮小、生計手段を失い、極度の貧困に陥る人が 6 千万人に上るという予測を発表。これまでの貧困削減に向けた世界的な投資、努力が失われる恐れあり。
- 多くの低所得国では、感染予防のために早期に移動禁止、封鎖を実行。地域によっては徐々に解除されてきているが、この短期間で保健システムが強化されたとは言えず、今後の感染拡大が懸念される。
- 先進国の事例から社会的脆弱層の感染による死亡率の高さは明らかとなっており、この感染症が低所得国においても貧困層に不均衡により不利な立場に追いやる可能性が高い。
- 各国政府が施策を打っているが、社会的弱者・脆弱層への支援やセーフティ・ネットは不十分。コミュニティに根付いた感染予防の継続と貧困層を対象にした様々な生計支援の必要性が高い。

■ NGO が実現しようとしていること、実施していること

- 新型コロナウイルスの感染拡大によって、貧困層がより脆弱な立場に追い込まれることを防ぐこと。
- 特に人道支援の現場では人道ニーズは変わらないため、活動の継続を最優先。必要に応じて活動を調整し、感染症予防活動も組み込む（バングラデシュのロヒンギャ難民キャンプ、ウガンダの南スーダン難民キャンプ等）。
- これまでの活動実績に基づいたコミュニティとの関係性や各国の市民組織とのネットワークを最大限活用し、使用言語などにも配慮しながら、脆弱層にも伝わる衛生促進活動や感染予防の啓発を行う（エチオピア等）。
- 特に貧困層世帯の健康、教育にも直接効果が高いとされる現金給付支援の実施。

〔セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2020年5月まとめ〕

② NGO の緊急対応

- ▶ 開発途上国および国内において、健康危機に加え経済危機による貧困問題の悪化が懸念され、多数の NGO が緊急支援を行っている。
- ▶ 国内外の CSO が情報収集&発信・提言活動を行っている。

事例：

- CIVICUS モニター報告書（Civic Freedoms and the COVID19 Pandemic: A snapshot of restrictions）5/4 発表
日本語訳：https://www.janic.org/wp-content/uploads/2020/05/civic-freedoms-and-the-covid-19-pandemic_JP.pdf
- B20・C20・L20・T20・W20・Y20 共同声明（Joint Statement on Global Pandemic Preparedness）3/2 発表
原文：<https://civil-20.org/2020/wp-content/uploads/2020/03/B20-C20-L20-T20-W20-Y20-Joint-Statement.pdf>

< NGO 緊急活動事例 >

■ JANIC (2020年6月10日現在)

参考: JANIC ウェブサイト 各団体の支援活動

https://www.janic.org/blog/2020/04/16/emergency_covid19/

【緊急支援活動】 (右図: 活動団体リスト)

- ・ 石鹸や簡易手洗い場の設置、手洗い方法の啓発、新型コロナウイルスの感染予防の啓発
 - ・ 食糧、生活必需品の配布
 - ・ 現地の店舗と提携し、クーポンを使った生活必需品や食料の配布 (嗜好品購入防止)
 - ・ 医療機関への物資・資金支援
 - ・ 病院が近くにない地域の子どもたちへの循環診療・診察費
 - ・ 子どもや保護者への社会心理的ケア
- (JANIC 正会員 45.5%、団体協力会員 32.4%実施)

【提言・情報提供活動】 (JANIC 会員 11 団体)

- ・ 事例: 子ども支援の国際 NGO 共同提言 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン): 日本政府による感染拡大・国際機関への緊急支援 155 億円の拠出決定を歓迎しつつ、ODA による支援の拡充と、世界でも特に 取り残された子どもたちに対する支援を優先して実施するよう要請。

[https://www.plan-](https://www.plan-international.jp/activity/pdf/advocacy_20406_children_right.pdf)

[international.jp/activity/pdf/advocacy_20406_children_right.pdf](https://www.plan-international.jp/activity/pdf/advocacy_20406_children_right.pdf)

- ・ 事例: 新型コロナウイルス感染拡大防止策における人権保障を求める声明 (ヒューマンライツ・ナウ) <https://hrn.or.jp/activity/17513/>

- ・ アジア CSO による対応会議 & トレーニング: アジア開発連盟 (Asia Development Alliance) 加盟のネットワーク NGO が参加 (日本からは、SDGs ジャパンと JANIC)。

-SDGs16・17 (政策決定の在り方、透明性・説明責任の確保、パートナーシップ) に関わる市民社会の評価、COVID-19 に関係する数値 (感染者数等)、脆弱な状況にある人々の抱える課題、必要物資の供給に関する情報を共有。

- KOICA (韓国国際協力事業団) が、各国 CSO に緊急資金を拠出することを検討。

No	団体名
1	AAR Japan (難民を助ける会)
2	ACC21
3	ACE
4	ADRA Japan
5	BLP-Network
6	e-Education
7	ESAアジア教育支援の会
8	International Medical Corps Japan
9	JEN
10	アイキャン
11	アクセス-共生社会をめざす地球市民の会
12	アクセプト・インターナショナル
13	アジアパシフィックアライアンス・ジャパン (A-PADジャパン)
14	アジア協会アジア友の会 (JAFS)
15	あしなが育英会
16	アムネスティ・インターナショナル日本
17	ウェスレー財団
18	ウォーターエイドジャパン
19	エイズ孤児支援NGO・PLAS
20	エファジャパン
21	オイスカ
22	開発教育協会
23	かものはしプロジェクト
24	カリタスジャパン
25	グッドネーバーズ・ジャパン
26	グリーンピース・ジャパン
27	ケア・インターナショナルジャパン
28	神戸国際協力交流センター
29	国境なき医師団
30	国境なき子どもたち
31	国際開発救援財団 (FIDR)
32	コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
33	笹川平和財団
34	自治体国際化協会
35	シェア=国際保健協力市民の会
36	ジャパン・プラットフォーム
37	ジャパンハート
38	シャプラニール=市民による海外協力の会
39	シャンティ国際ボランティア会 (SVA)
40	ジョイセフ (JOICFP)
41	真如苑
42	青年海外協力協会
43	世界の医療団
44	世界宗教者平和会議日本委員会
45	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
46	チャイルド・ファンド・ジャパン
47	テラ・ルネッサンス
48	トヨタ財団
49	難民支援協会
50	日本YMCA同盟
51	日本イラク医療支援ネットワーク
52	日本ユニセフ協会
53	日本雲南聯誼協会
54	日本国際ボランティアセンター (JVC)
55	日本生活協同組合連合会
56	日本労働組合総連合会
57	バルシック (PARCIC)
58	パレスチナ子どものキャンペーン
59	ハンガー・フリー・ワールド
60	ピースウィンズ・ジャパン
61	ピースボート災害支援センター
62	ピープルズ・ホープ・ジャパン
63	ヒューマンライツ・ナウ
64	プラン・インターナショナル・ジャパン
65	フリー・ザ・チルドレン・ジャパン
66	マラリア・ノーモア・ジャパン
67	民際センター
68	れんげ国際ボランティア会
69	ロシナンテス
70	ワールド・ビジョン・ジャパン

■名古屋 NGO センター

【加盟団体との連携】

COVID-19 情報共有（5/23 総会において/加盟団体など 21 名の参加）

- ・国際協力 NGO
 - コロナの状況で国外に出ることも国内の活動へ取り組むこともできないでいる、団体と個人を高めるための時間としたい。
 - エチオピアから帰国。オンラインによる事業運営の検討
 - 現地スタッフによる対応に変える。
 - 現地の活動は中止へ。現地の自立心を高める機会になるか。
 - ルワンダ政府の委託を受けて食糧配給をする。
- ・多文化共生 NPO
 - 外国人支援（通訳、翻訳）のため FB でネットワークをつくってユニバーサルコミュニケーションに対応。通訳サポート基金設立計画中。
- ・まちづくり、その他の NPO
 - 飛騨市と他の近隣市町村との協議会の中で NPO として企業から 8 箱のマスクを集めて病院に寄付した。
 - 地域の例会がもてない。主たる活動である国際郵便を用いた署名活動ができない。
 - 講演会延期。
 - 南北問題についてのオンライン講義（有料）の実施。
 - 街頭活動ができない。
- ・提言：日本の国際協力 NGO の経験を生かした国内課題の取り組みができないか。

【提言活動】

- ・要望書：愛知県および名古屋市「新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴う東海地域の緊急経済支援策等における NPO 等多様な市民活動への支援措置に関する要望書」（別資料参照）

■関西 NGO 協議会（4-5 月）

【加盟団体との連携】

- ・ COVID-19 情報共有会の開催（4/16 加盟団体 37 名の参加）
- ・ 関西地域の中小 NGO/NPO 団体支援基金の設立
「わたしと地域と世界のファンド：みんなおんなじ空の下」基金
<https://congrant.com/jp/mlg-fund/index.html>

【提言活動】

- ・メッセージ発信：関西 NGO 協議会 COVID-19 緊急メッセージ
- ・要望書：大阪市/大阪府「新型コロナウイルスの影響による NPO 及び多様な市民活動の存続危機に対する支援に関する要望書」
- ・要望書(賛同)：NPO 議員連盟「新型コロナウイルスによる NPO 及び多様な市民活動の存続危機に対する支援に関する要望書」

【特設サイト設置】

- ・新型コロナウイルス緊急支援 NGO の活動、現場の様子、寄付情報
- ・ NGO 向け助成制度・お役立ち情報まとめ

2. コロナ禍での課題

①事業の継続・再開・開始

- ・事業中止・延期
 - 国際的人員移動を前提とした事業の中止（人員派遣、研修員受け入れ）
 - 委託・助成事業：企画・計画書に沿った事業実施の困難とその間のコスト発生（物資・生活費の値上がり、国境閉鎖・ロックダウン・移動自粛期間の人件費他コストをどうカバーして再開に備えるか）
- ・現場スタッフ、地域住民の安全確保
- ・緊急支援実施
- ・情報収集・発信と提言活動

②組織の維持

- ・事業再開時期が見えない中での計画・予算見直し
- ・利益減に対応する新たな資金調達
 - 事業収益減（国内・国際的移動制限による事業中止・延期）
 - 寄付減（ファンドレイズイベント中止、個人・企業の減収やその不安等）
 - 販売益減（物品販売店舗休業等）
- ・上記による組織規模縮小（人員削減、オフィス賃貸解約検討）
- ・スタッフの健康・安全確保、帰国スタッフの受入れ体制
- ・リモートワーク推進（設備投資）、フィジカルディスタンスでの業務実施

③外国人材支援・多文化共生

- ・緊急時に日本語のメッセージが理解できず、多言語での発信が足りないこと。
- ・大学や専門学校、日本語学校の留学生が帰国できず、日本での滞在費が増え、経済的な打撃を受けている。
- ・技能実習生は仕事が減り、給与が激減することで、生活困窮に陥っているところがある。

3. NJ 連携アイデア

- ▶ 国際協力の必要性を伝える広報協力（キャンペーン等の合同実施）
- ▶ 企業の技術力、JICA の専門性・現地政府への働きかけ、NGO の専門性や草の根レベルでの取り組み等、それぞれの強みを生かした三者の連携事業の促進
- ▶ 緊急人道支援を行う NGO との協働策の検討
- ▶ 第2波・第3波時、国際緊急援助隊（JDR）活動地域での NGO との協働策の検討

- ▶ 全国の国際交流協会と、JICA 地域拠点、地域ネットワーク NGO が連携し、地域の外国人材支援・多文化共生に関わる課題と対策を洗い出す。
- ▶ 外国人材受け入れに対する日本人の偏見がいまだにあり、外国人と地域住民をつなぐ活動が必要になり、例えば国際経験の豊かな青年海外協力隊の経験者との協力関係をつくる。
- ▶ 経団連などへの働きかけを行い、生活困窮外国人に対して、食べ物や生活用品を届ける体制を、全国につくる。

JICA のジェンダー主流化実施状況について

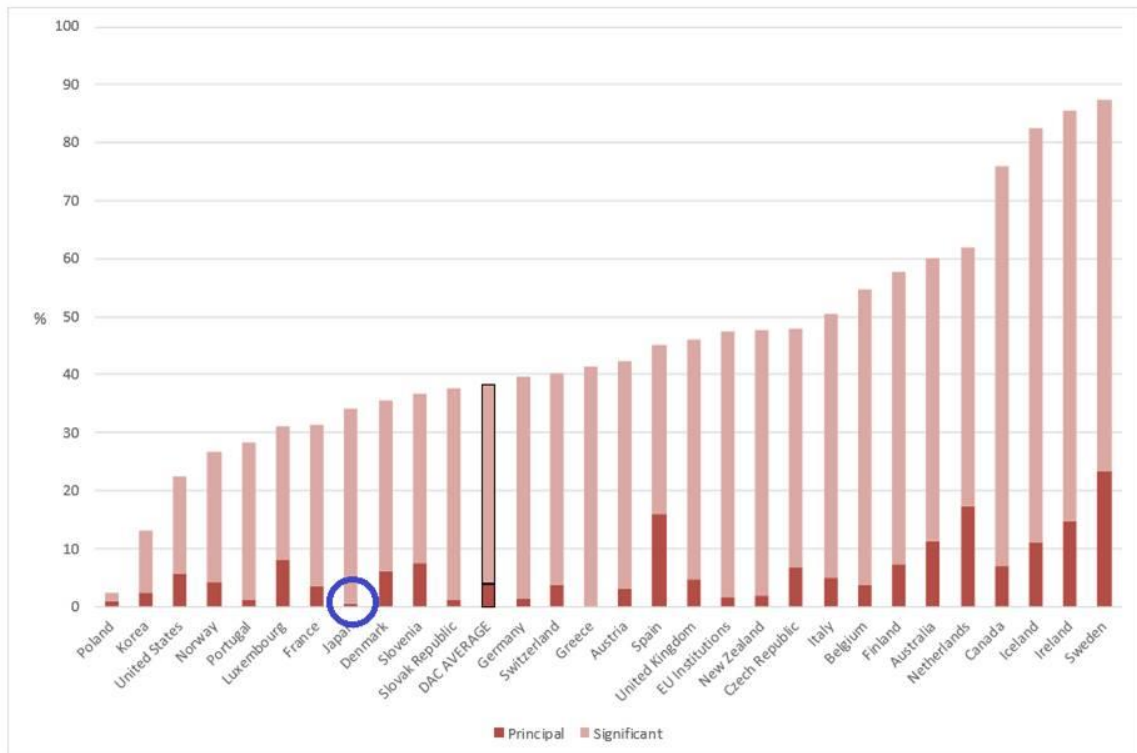
提案の背景

ジェンダー平等は SDGs ゴール 5 のみならず、横断的な課題として全ての SDGs に関連しており、喫緊の課題として優先的に取り組む必要性を示すデータがいくつか発表されてるⁱが、日本国内を始めグローバルレベルにおける改善は、非常に緩やかである。さまざまなステークホルダーが協力して SDGs 達成に向けて取り組みを加速していく必要がある中で、日本の二国間援助の中核を担う JICA のジェンダー主流化およびジェンダー平等実現への貢献状況について伺いたい。

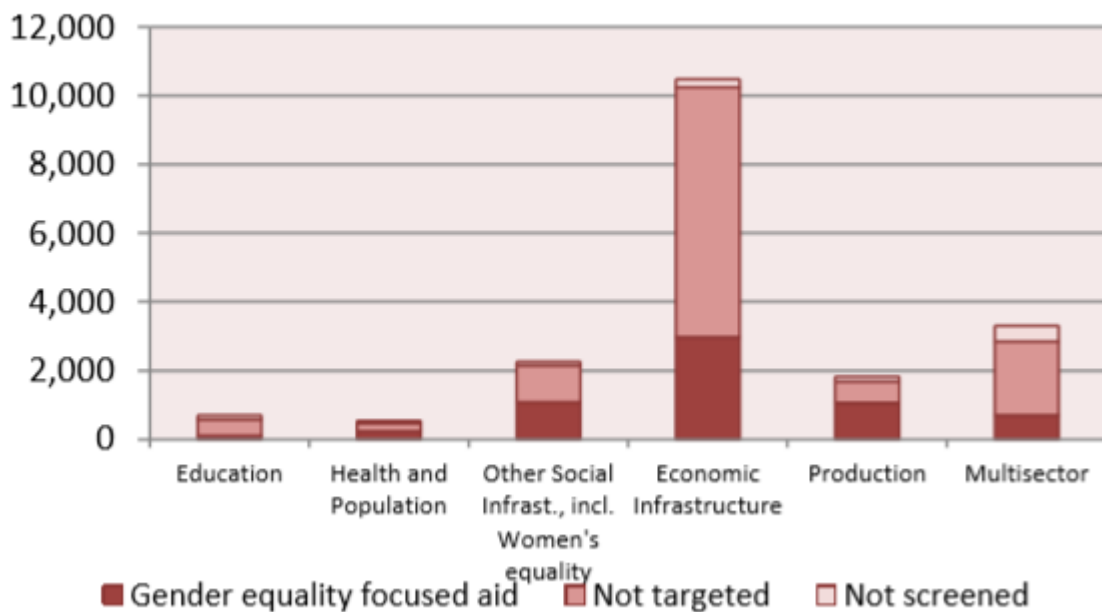
論点

- ・ 2019 年発表の OECD のレポートによるとⁱⁱ、ODA 二国間援助におけるジェンダー案件の比率（金額ベース）が OECD 平均より下回っている。ジェンダー案件の分類でも Principal（女性を主な裨益対象とする案件、ジェンダー平等政策・制度支援案件）案件の比率は、最下位レベルとなっている。JICA の事業で、ジェンダー案件全般、特に Principal 案件の割合を増やすことは可能か。また、そのような目標を JICA として掲げているか。
- ・ 二国間援助におけるジェンダー案件は、インフラ分野に偏っている傾向があるが、教育、保健分野などの比率を増やすことは可能か。またそのような計画はあるか。
- ・ JICA のジェンダー主流化の手引き「課題別指針ジェンダーと開発」ⁱⁱⁱは、どのように活用されているか。
- ・ JICA がジェンダー平等に関するインパクト評価を積極的に行い、日本の NGO と知見を共有していただくことは可能か。

**Percentage of ODA focused on gender equality in Bilateral Allocable Aid
2016-2017 average**



**Gender equality focus of sectors
2016 USD million**



ⁱ Equal Measures 2030, 2020. *Bending The Curve Towards Gender Equality by 2030* <https://www.equalmeasures2030.org/wp-content/uploads/2020/03/EM2030BendingTheCurveReportMarch2020.pdf>
ⁱ UNDP(United Nations Development Programme), 2020. *Tackling Social Norms. A game changer for gender inequalities* http://hdr.undp.org/sites/default/files/hdr_perspectives_gsni.pdf
ⁱ World Economic Forum, 2019. *Global Gender Gap Report 2020* http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf

ⁱⁱ OECD, 2019. *Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment: Donor Charts* <https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-topics/Aid-to-gender-equality-donor-charts-2019.pdf>
ⁱⁱⁱ 独立行政法人国際協力機構 2009年 課題別指針「ジェンダーと開発」 https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/ku57pq00002cucek-att/guideline_gender.pdf



世界の家庭に母子手帳を

日本のお母さん・お父さんが支援する 母子手帳の国際展開



1

日本で生まれた母子手帳

- 正式名称は「母子健康手帳」。日本では、1942年に妊産婦手帳（母親側のみの記録）誕生後、1948年に母子手帳、1966年に母子健康手帳となった。
- 「母親手帳」「子供手帳」「予防接種カード」などが分かれて存在する国は多数あるが、母子手帳では、出産・分娩時を含め、切れ目なく母と子をケアできることが特徴。
- 日本の母子保健指標改善に貢献（乳児死亡率では、1960年代に当時の主要な先進国である米・英・仏等を逆転）

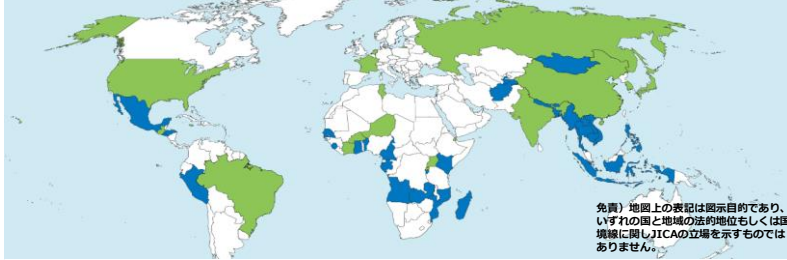


<世界初の妊婦登録制度>

2

世界中で使用される母子健康手帳

世界**50カ国**で導入（■）うち**35カ国以上**でJICAの何らかの協力あり（■）
年間およそ**2,000万冊**発行（内、日本が100万冊）



（免責）地図上の表記は図示的であり、いずれの国と地域の法的地位もしくは国境線に関し、JICAの立場を示すものではありません。

アフリカ	ケニア、ニジェール、チュニジア、コートジボワール、セネガル、ブルキナファソ、ガボン、ガーナ、マダガスカル、カメルーン、ベナン、ジブチ、ウガンダ、アンゴラ、ブルンジ、ザンビア、シエラレオネ、モザンビーク、ルワンダ
東・東南アジア・大洋州	日本、韓国、中国、タイ、インドネシア、ラオス、東ティモール、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、フィリピン、モンゴル、バヌアツ、ミクロネシア
南アジア・中東	バングラデシュ、ブータン、インド、アフガニスタン、タジキスタン、パレスチナ、ネパール
欧米	オランダ、フランス、ロシア、ユタ州（米国）、ブラジル、ドミニカ共和国、ペルー、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ

3

母子手帳関連協力事例（ガーナ）

ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」（2018～2021年：実施中）

- 統合型母子手帳の全国展開
- ヘルスワーカーと母親の能力強化
- 母子手帳の制度化



母子手帳の開発・普及に尽力する萩原専門家と母子



ガーナの母子手帳を手にする母と子



ガーナの母子手帳を手にする母と子

4

より多くの人々に母子手帳を通した 国際協力の成果について周知したい

なぜ母子手帳？ なぜ広報？ なぜ寄附？

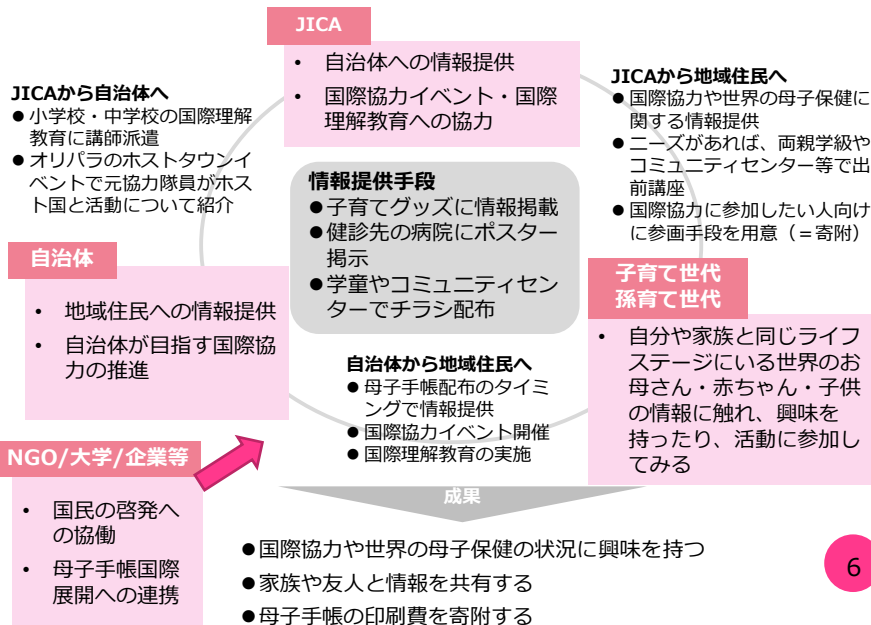
- 日本発の「母子手帳」という仕組みが世界にも広まり、母子の健康改善に成果を上げていることを知ってほしい
- 同じ経験をしている世界のお母さん・お父さん・子供とつながりを創るきっかけとして、母子手帳を通じて妊娠・出産というライフイベントのタイミング、母子手帳というツールの活用が有用と史料
- 国際協力や世界のお母さん・子供の状況を「自分事」に引き寄せてもらうため、国際協力への参加手段の一つとして「母子手帳の印刷費への寄附」という手段を用意する。



- 母子手帳の国際協力に関する情報提供
- 国際協力や世界の母子保健の状況に興味を持つ
- 家族や友人と情報を共有する
- 母子手帳の印刷費を寄附する

5

「母子手帳を通した国際協力」概観



6

JICA の寄附金事業 「国内パートナーと協働した SDGs 推進事業」について

1. 経緯

2018年度、JICA 内新規事業として提案があったもの。NGO-JICA 協議会コーディネーター会議等においてヒアリングを行った後、2019年度に事業化検討のための調査を実施、2020年度は事業化に向けた具体的協議を予定。

2. 事業概要

(1) 問題意識

- 日本の SDGs 認知度は低い。一方、SDGs の取組を応援したいと思っている人・組織は存在。
- 開発途上国の SDGs 達成のためには、より多くの資金動員が必要。
- 日本における寄附市場は拡大の潜在性がある。

(2) 目的

NGO と JICA が協力して新たな寄附金事業を立ち上げ、①日本国内における SDGs の認知度の向上、②企業、自治体、一般市民が SDGs に貢献する機会の提供、③SDGs 達成に必要な資金の獲得を目指す。

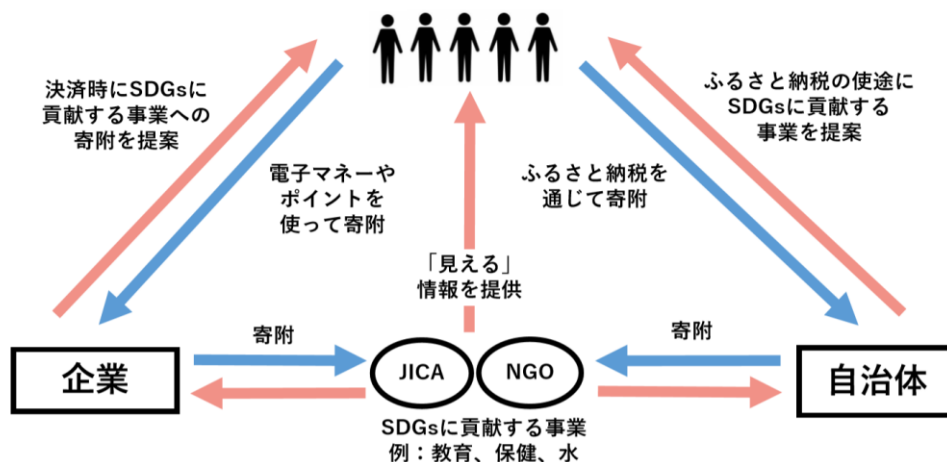
(3) 事業内容

NGO 若しくは JICA が実施する事業のうち、開発途上国の SDGs 推進に貢献する事業を企業や自治体に紹介し、企業(商品やサービス販売)や自治体(ふるさと納税)を通じて、一般の人から寄附を集める。企業や自治体が集めた寄附金は、NGO や JICA が実施する事業において活用し、寄附金がどのように使われたか、企業・自治体・寄附者にフィードバックする。

3. 今後の予定

2019年度に実施した事業化検討のための調査において、本寄附金事業に関心を有する企業及び自治体が複数特定された。2020年度は、これらの企業及び自治体と個別の協議を行い、寄附金事業の仕組み(NGO 及び JICA に寄附金を受ける方法、寄附金を活用する事業、寄附者へのフィードバック方法等)を協議する。また、本事業への NGO の参加方法について検討を行う。

国内パートナーと協働したSDGs寄附金事業



以上

NGO 研究会報告

2020 年度実施予定

■国際協力分野における性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護

(PSEAH: Protection of Sexual Exploitation and Abuse and Harassment)

に関する世界の動向調査と日本における取り組みに向けたガイドライン等の策定とその普及 (JANIC)

→世界の「性的搾取・虐待等からの保護」の潮流を学び、日本国内版の「性的搾取・虐待等からの保護」ガイドライン案と、NGO が導入し実践するためのガイドブック作成の土台をつくる。

国際協力に関わる団体・組織が「性的搾取・虐待等からの保護」の重要性を認識しつつ、方針策定、実践し、組織としての説明責任、アカウンタビリティがより果たせるようにする。

- 2017 年 PSEA に関する UN ハイレベル会議：安倍首相を含む 58 カ国の首脳が PSEA 推進に署名
 - 2018 年 G7 開発大臣会合/ OECD DAC：同様の文書に日本は署名
 - 2018 年 セーフガーディング・サミット(ロンドン)：ドナー・コミットメントに日本は署名
- セーフガーディングと合わせて、「性的搾取・虐待等からの保護」が導入されることで、日本の国際協力の質は向上し、受益者にとってより良いものとなり、さらに国際基準に沿ったものとなる。

■新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力 NGO の対応戦略 (再公示)

【提案概略】

背景：地球規模で新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）拡大が進む中、開発途上国において、日本の国際協力 NGO が果たすべき役割は、急速に拡大している。同時に、SDGs を通じて国内・国外の課題解決の境界が薄まる中、NGO による国内の COVID-19 拡大防止をはじめ、国内イシューを扱う活動が動き出している。本研究会では、日本の国際協力 NGO の活動方針のひとつの転換期ととらえ、以下 2 点に焦点を絞り研究調査を実施し、NGO の能力強化に関する提言を行う。

- 1) 【記録】 COVID-19 影響下における日本の NGO の事業及び組織運営面への影響や、それに対して取られた対応策等の調査分析。
- 2) 【提言】 世界において COVID-19 感染者の増加、大規模な移動や経済活動の制限や自粛がある程度収束した時期における日本の NGO が取るべき事業及び組織運営面の戦略や体制変化等の提言。

(参考) 2019 年度

- 日本の国際協力 NGO における「セーフガーディング」の取組促進のための提言とガイドラインの作成 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
- 日本の NGO・CSO 等における組織・活動状況実態調査 (JANIC)
- 日本国内における防災・災害支援活動と国際協力 NGO の能力強化 (青年海外協力協会)



NGO(及びNPO)の受託事業における 人件費単価水準調査 調査報告書(概要版)

デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社
2020年6月30日

受託事業による利益の最大化に向けて、人件費単価の「適正」を把握するとともに、
業界内での「改善」の方策、および業界外に向けた「働きかけ」の方策を検討した

背景

- 貴法人(JANIC)は、国際協力NGOを中心とした日本有数のネットワークNGOとして、国内NGOの力を最大化するための後方支援をミッションとする
- 国際協力NGOの成長実現には、企業でいう「利益率」の上昇を目指す必要あり。その手段の一つとして、受託・助成事業における人件費単価の引き上げを検討中
 - 寄付・会費等、使途の自由度の高い財源の確保・拡大にも継続的に取り組んでいるが、業界として短期間で大幅な増額を実現することは難しい
 - 行政・財団等からの受託・助成事業に関しては、現状、請求している人件費単価等が低い可能性あり。「利益率」向上に向けて、改善の余地があると考えられる
- 受託事業に関しては2019年に外務省がODAにおけるNGO一般管理費の引き上げを発表したものの、その効果は限定的

目的

本PJの目的	対象費目
(単価等の) 「適正」を知る	・人件費単価
(業界の自助努力による) 「改善」の方策を知る	・人件費 ・直接経費 ・管理費
(ステークホルダーへの) 「働きかけ」の方策を知る	・人件費 ・直接経費 ・管理費

Executive Summary – NGO/NPO業界の課題と改善策案

- 日本のNGO/NPOの受託・助成事業における対価の現状と課題に関して、国際協力NGOを中心に実態調査を実施。「単価等の適正水準」「業界内での自助努力による改善方策」および「業界外への働きかけの方向性」を検討した
 - 31団体に調査協力を依頼。プロジェクト期間中に、計21団体へのヒアリング/アンケートを実施した

<「単価等の適正」を知る>

- 【受託】日本の国際協力NGOの受託単価は国内NPOの中で低水準であるだけでなく、新興国NGOと比しても適正でない可能性
 - 日本の国際協力NGO内では受託単価規定のバラつきが大きく、低い団体では事務局長級でも1時間2,000円強(JICA草の根の規定単価もほぼ同等)。マレーシアのNGOでも同等以上の単価設定をしている例もあり、改善が期待される
 - 国内の中間支援NPOの受託単価は5,200~7,500円(今次調査平均6,317円)/時間となり国際NGOよりは高水準
 - 国内団体の中には受託単価12,350円/時間や21,500円/時間等の高水準の例もあり、受託に至るまでのプロセス(仕様書段階からの連携等)や成果物の規定方法による単価向上ポテンシャルが示唆される
- 【給与】日本のNGO/NPOの給与水準の低さが高度人材の獲得(及びそれに伴う受託・助成単価の引上)の阻害要因となっている
 - 国内NGO/NPOの平均給与は約231万円。US平均(約416万円)に比べると大幅に低い

<「業界の自助努力による」改善の方策を知る>

- NGO/NPO業界内部で抱える主な課題は以下が挙げられる
 - 入札案件では競合関係にもなり得る各NGO/NPOが業界全体の課題を共有しておらず、共闘関係を構築できていない
 - 単価・人役・間接費とも十分な交渉の知見やノウハウなく、「交渉負け」した結果、持ち出しを余儀なくされているケースがある
 - 民間(企業等)との連携が弱く、事業ポートフォリオが行政との直接契約を中心とする分野に偏っており、レジリエンスに欠ける

<「ステークホルダーへの」働きかけの方策を知る>

- 受託/助成元起因する課題としては以下が挙げられる
 - 国内財団等による助成事業・助成金は金額規模が小さく、人件費・間接費が支給されないケースが多い
 - 行政事業(外務省N連・JICA草の根等)では、人件費の単価規定や支給範囲(例:N連における法定福利費の不支給)、間接費算定ロジックに改善余地あり。また、報告・監査に係る工数が大きく、NGOにとって多大な負荷となっている

<上記を踏まえた今後探るべきアクション>

- ① 「日本版NGO/NPO受託・助成実態レポート」の作成・発信
- ② 受託・助成の涉外キャパシティビルディング
- ③ NGOのマーケティング変革のための企業連携強化
- ④ 行政に対する新たなアドボカシー論調の確立
- ⑤ フルコストリカバリー実現に向けた国内外ドナーとのネットワーク強化
- ⑥ 高度人材確保のための財源(プール基金) & スキーム(資格制度等)の確立

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

国内NGO/NPO業界における 受託・助成事業の課題

【前提】受託事業では各団体の受託規定またはガイドラインに基づき人件費単価が決定されるが、助成事業においては各団体の給与額に基づき支給される例が多い

受託・助成事業における請求対価の決定方法（現時点の認識）

		受託			助成				
		公共セクター		民間セクター	公共セクター		民間セクター		
		外務省	JICA	企業	外務省	JPF	財団	企業/財団	
		NGO相談員、NGO研究会	コンサルタント等契約 (QCBS方式)	草の根技術協力	研修/セミナー等	日本NGOの連携無償資金協力 (N連)	加盟団体に 対する助成	地球環境基金、国際ボランティア貯金、等	特定事業に 対する助成
人件費	単価	■団体の受託規定に基づき決定 ➢受託単価が存在しない場合、給与額に基づき決定	■JICA規定に基づき「報酬」を決定 ➢間接経費（一般管理費）と併せた「報酬」として支給 ➢業務難易度による格付け（特号～6号）で上限額を決定	■JICA規定の上限額（もしくは団体の給与額）に基づき決定 ➢法定福利費を含む ➢業務難易度による格付け（1号～6号）で上限額を決定	■団体の受託規定に基づき決定 ➢受託元企業により、個別に交渉を行う場合もあり	■団体の給与額に基づき決定 ➢賞与、住宅手当、扶養手当、法定福利費等は除く ➢JICA専門家派遣単価（非公開）を上限	■団体の給与額、もしくはJPF規定の上限額に基づき決定 ➢法定福利費を含む ➢JPF基準単価（加盟団体に公開）を上限	■支給なし or ■団体の給与額に基づき決定 ➢助成金額規模が大きい場合等 ^{*4} に支給	■支給なし or ■団体の給与額に基づき決定 ➢助成金額規模が大きい場合等 ^{*4} に支給
	人役	■計画に応じて積み上げ							
直接経費		■計画に応じて積み上げ							
間接経費		■総事業費 ¹ の10% (上記「報酬」を含む)		■総事業費 ¹ の17% ➢現地交通費等、少額の経費は間接経費として計上	■総事業費の15%程度 (受託元による)	■計画に応じて積み上げ ➢「現地事業後方支援経費」として計上 ■総事業費 ² の5～15% ➢政府資金比率等により適用比率を決定	■計画に応じて積み上げ ➢「本部事業実施経費」として計上 ■総事業費 ³ の5%（海外）、10%（国内）	■支給なし or ■総事業費の10%程度 (助成元による)	■支給なし or ■総事業費の10～30%程度 (助成元による)
一般管理費									

*1: JICAガイドラインにおいては、「直接経費+直接人件費」と記載 *2: N連ガイドラインにおいては、「現地事業経費」と記載 *3: JPFガイドラインにおいては、「現地事業実施経費」と記載

*4: 助成金額規模が3桁以上の場合等に支給される傾向。また、受託元企業/財団と一定のリレーションがある場合にも支給

4 出所: リサーチ、ヒアリングよりDTC作成

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

NGO自身の課題として、提示単価の低さ・給与水準（≒助成単価）の低さ・交渉力の不足が確認された。一方、受託/助成元におけるルールやプロセスにも課題あり

受託/助成事業の対価に関する主要課題（まとめ）

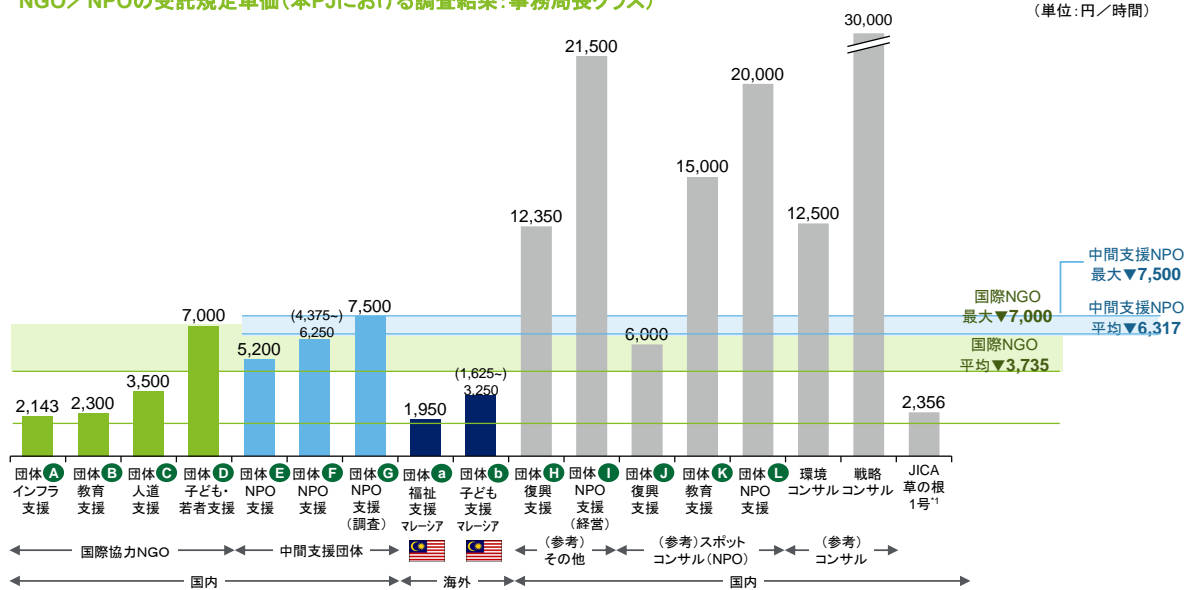
本調査を通じて確認された主要な課題

関連するデータ/コメント

課題	内容	データ/コメント
受託単価規定の不充分さ	受託規定が存在しない、または規定単価が十分でない ・単価規定を定めていない団体や、給与をベースに算出しており報酬（マージン）分を積算していない団体が多い ・事務局長クラスでも時間単価2,000円台に留まる例あり	事務局長クラスの時間単価
給与水準の低さ（≒助成単価の低さ）	給与水準が低いため、高付加価値人材の獲得・定着が難しく、請求単価を引き上げにくい ・国内NGO/NPOの平均給与は約231万円。USの平均値（約416万円）に比べると大幅に低い水準	日米NGO/NPOの給与水準比較
交渉力/ノウハウの不足	喚願・陳情以外の交渉術が少ないため、最終的に「交渉負け」、値切られてしまう ・工数削減を迫られた場合も、業務のモジュール化・絞り込みを行わず当初予定工数で業務を遂行している例が多い ・明らかな赤字事業の継続受託を強いられている例も	1.1MMの工数が必要な業務にも関わらず1.0MMに削減を迫られた。交渉しているが事業開始時期が遅れたため仕方なく削減したが、実際には1.1MMの工数が発生している 途上国支援系NGO
支給ルールの不充分さ・不適切さ	フルコストカバリーが徹底されておらず、費用支給ルールに大幅な見直し余地が存在 ・（外務省・N連等で）法定福利費や有給休暇等、必要不可欠な人件費が一部計上できない ・主な財団・企業助成では、人件費・間接費が助成対象外	財団・企業等からの助成に関しては、小規模なもの（数十万～百万円）が多いため人件費や間接費自体を計上できない場合が多い 国際協力NGO（複数）
事業実施プロセスの煩雑さ	（主に外務省N連等で）相当な工数の事務作業が発生するが、当該人件費は持ち出しとなっている ・国際機関等の助成事業と比較しても、格段に詳細な報告書や証拠の提出・監査対応が求められる	（外務省・N連で）事業終了後の外部監査に際して、現地スタッフの工数として1.25MM程要するが、当該人件費は持ち出しとなっている こども支援系NGO

【課題：受託単価の低さ】国際協力NGOの受託単価は、国内同業ベンチマークと比して低水準。マレーシアの団体ともほぼ同水準のため、一定の引き上げ余地あり

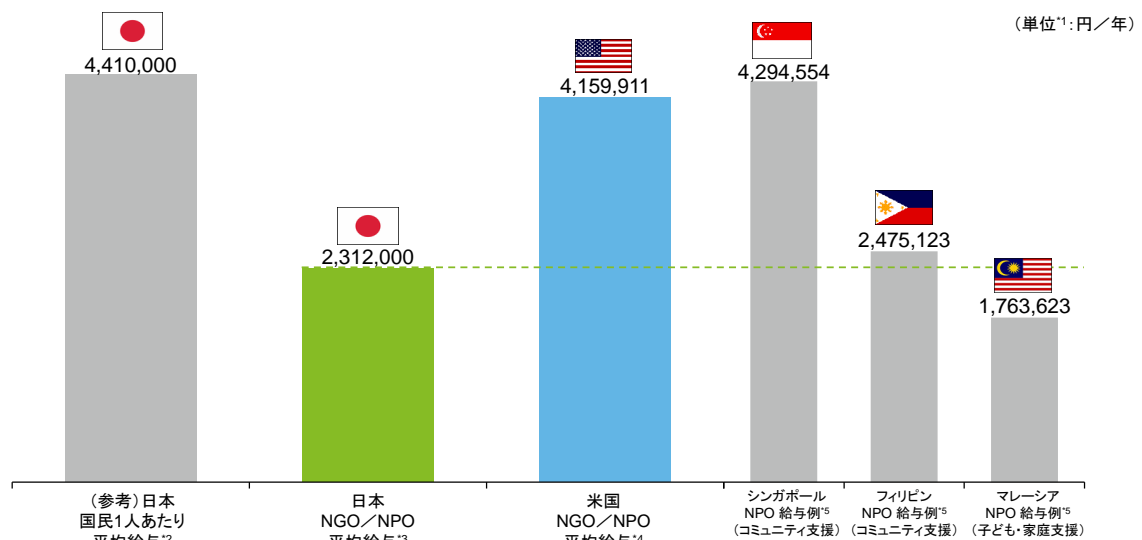
NGO/NPOの受託規定単価(本PJにおける調査結果:事務局長クラス)



*:JICA「草の根技術協力事業に係る経費処理ガイドライン(2019年4月)」を基に、月稼働時間を160時間として草の根1号の時間当たり直接人件費を算出
 6 出所:リサーチ、ヒアリングよりDTC作成 © 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

【課題：給与水準の低さ】日本のNGO/NPOの年平均給与は、米国と比較し低水準。また、日本に匹敵する給与額を拠出しているフィリピンの団体も存在

各国におけるNGO/NPOの年間給与額



*1: 為替レート1USD=107JPY、1SS=78.1JPY、1PHP=2.2JPY、1RM=26JPYとして換算
 *2: 国税庁「平成30年分民間給与実態統計調査結果」参照 *3: 内閣府「平成29年度特定非営利法人に関する実態調査」常勤有給職員人件費(1人あたり)参照
 *4: US Bureau of Labor Statistics「Research data on employment and wages for the nonprofit sector for 2017」を基に、学校、外来施設、病院、宗教団体を除外した平均給与を算出
 *5: 団体の年次報告書を基に、1人当たり年間平均給与を推計 © 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

【課題: 支給ルールの不十分さ】国際協力NGO向けの助成プログラムでは間接費が支給されない場合も多く、一定の改善／引き上げ余地が見込まれる

国際協力NGO向け主要助成プログラムにおける支給間接費率

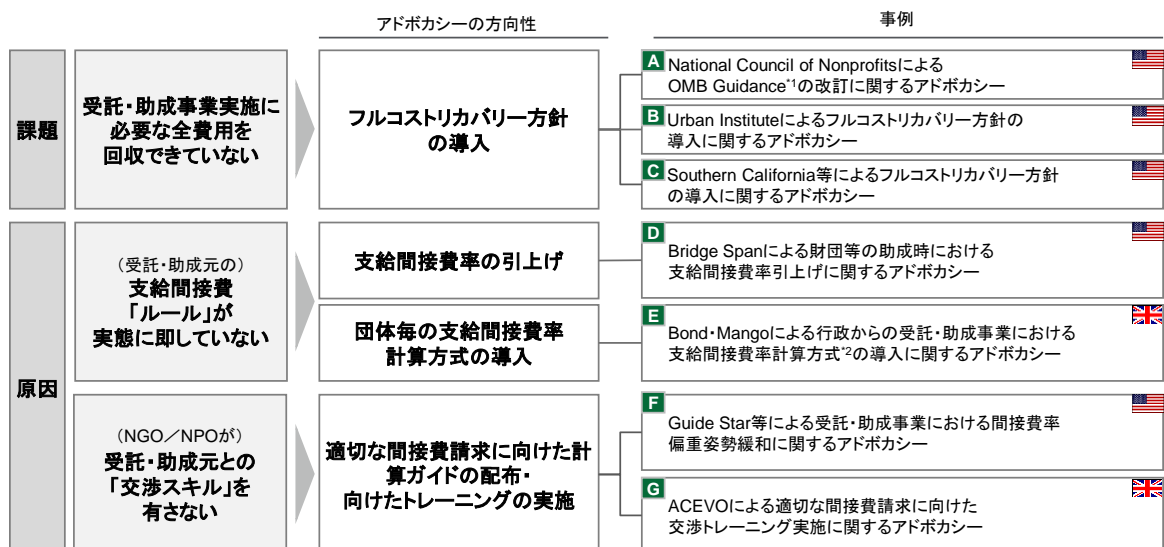
#	助成元機関名	助成プログラム名	支給間接費率上限
1	味の素ファンデーション	AINプログラム	総事業費の30%
2	環境再生保全機構	地球環境基金	総事業費の10%
3	トヨタ財団	-	
4	日本国際協力財団	国際協力NPO助成	0%
5	ゆうちょ財団	NGO海外援助活動助成	
6	りそなアジア・オセアニア財団	-	
7	イオン環境財団	環境活動助成	
8	日本労働組合総連合会	愛のカンパ(中央助成)	記載なし
9	庭野平和財団	-	
10	(参考)日本財団	-	積上げ金額を申請
11	(参考)笹川平和財団	-	人件費を除く総事業費の20%

8 出所: 公開情報よりDTC作成

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

米国・英国におけるNGOの間接費引き上げに向けたアドボカシー事例も参照し、国内での改善策および働きかけの方向性を検討した

受託・助成事業の間接費に関するアドボカシーの方向性と海外事例



¹: 米国予算管理局(OMB)が定める委託・助成事業に関するガイドライン

²: [間接費率] = [過去3年間の間接費の平均] / [過去3年間の直接費の平均]。2019年6月より運用開始

9 出所: 公開情報よりDTC作成

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

米National Council of Nonprofitsは、NGO/NPOへの受託・助成におけるフルコストリカバリーに関するアドボカシーを行い、OMB Uniform Guidanceの発行に寄与



A 米National Council of NonprofitsによるOMB Guidanceの改訂に関するアドボカシー

アドボカシー概要		提言活動詳細	
提言者	<ul style="list-style-type: none"> National Council of Nonprofits 全米25,000以上のNGO/NPOを束ねる非営利組織 		<p>“Cost, Complexification, and Crisis”を発行(2010)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託・助成事業に関する問題点及び影響を指摘 <ul style="list-style-type: none"> 不十分な支給金額 期中の契約条件の変更 支給日の遅延 契約プロセスの複雑化 報告要件の複雑化 各ステークホルダー(連邦議会、OMB、州政府、中間支援組織、各NPO、等)が行うべき行動を提案
提言先	<ul style="list-style-type: none"> 米国内務管理予算局(OMB) 		
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> OMB Guidance*の改訂 <ul style="list-style-type: none"> 間接費の十分な支給、報告プロセスの簡素化、等 		<p>“Investing for Impact”を発行(2013)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託・助成事業における間接費に関する問題点を指摘 <ul style="list-style-type: none"> 「間接費」の定義の不明確さ 実態間接費及び支給間接費の乖離 NPOの間接費に関する非現実的な期待 問題点改善に向け、提言を掲載 <ul style="list-style-type: none"> 「間接費」に関する定義の統一 十分な間接費の支給 委託・助成事業における契約文言の標準化
論調	<ul style="list-style-type: none"> 矛盾指摘型 <ul style="list-style-type: none"> NGO/NPOの受託・助成事業における実態間接費と支給間接費は乖離 ホラーストーリー型 <ul style="list-style-type: none"> 資金提供によりNGO/NPOの持続可能性が低下 		
提言プロセス	<ul style="list-style-type: none"> NPOの受託・助成事業に関する報告書を公開(2009-2011) <ul style="list-style-type: none"> 不十分な支給金額等の問題点を指摘 OMB Guidanceの改訂に関するアドボカシー活動を実施(2012-2013) <ul style="list-style-type: none"> 間接費も問題に関する報告書を発行 有識者会議、ウェビナー、大規模アンケート等を実施 OMBがUniform Guidanceを発行(2014) <ul style="list-style-type: none"> 直接費に含まれる費目の明確化 十分な間接費支給に関する方針の明確化 報告に関するプロセスの簡素化、等 	<p>© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.</p>	

10 *米国内務管理予算局(OMB)が定める委託・助成事業に関するガイドライン
出所:公開情報よりDTC作成

(参考)直近では行政・NGO/NPO双方の間接費支給に伴う負担軽減に向け、OMB Guidanceの改訂作業が進められている



OMB Guidanceに関する近年の動き

- Expanding Access to De Minimus Rate:** The option of electing the 10 percent *de minimus* rate would be made available to all nonprofits and some non-federal entities receiving funds that originate as federal grants. Nonprofits and others would have sole discretion over whether to continue utilizing the *de minimus* rate indefinitely. Currently, the *de minimus* rate can only be used by entities that have never received a negotiated indirect cost rate, thereby excluding many organizations that do not have the capacity to negotiate new indirect cost rates, and essentially leaving them with no options. OMB recognized that the expiration of a negotiated rate “may be due to breaks in Federal relationships and grant funding, or lack of resources for preparing an indirect cost proposal.” In the proposed regulations, it states, “This proposed change will further reduce the administrative burden for non-federal entities and Federal agencies and shift more resources toward accomplishing the program mission.”
- Reduced Documentation Burdens:** Use of the *de minimus* rate would remove the burden of collecting data and proving costs. The proposed rule expressly states, “No documentation is required to provide proof of costs that are covered under the *de minimus* indirect cost rate.” From the outset, the point of the *de minimus* rate was to ensure greater fairness for nonprofits and to relieve administrative burdens, both for nonprofits and governments. This new language should prevent zealous grants managers from imposing unnecessary data collection requirements. As OMB states in the proposal, “the 10% *de minimus* rate was designed to reduce burden for small non-federal entities and the requirement to document the actual indirect costs would eliminate the benefits of using the *de minimus* rate.”
- Public Disclosure of Rates:** As a way of reducing paperwork burdens and helping to ensure that parties to a federal grant follow the rules, the proposed regulations include language requiring that all rate agreements from non-Federal entities must be available publicly on an OMB-designated federal website. This would empower nonprofits to protect their rights to reimbursement of their negotiated indirect cost rate or the *de minimus* rate.

行政・NGO/NPO双方の
作業負担軽減のため、
最小支給間接費率(10%)もよ
り選択しやすく

最小支給間接費率(10%)内
の費用に関する証拠資料は提
出不要に

11 出所:公開情報よりDTC作成

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

米Bridge Spanは、Stanford Social Reviewへの論文掲載を通じ、NGO/NPOへの助成時における間接費率引き上げに関するアドボカシーを実施



D 米Bridge Spanによる財団等の助成時における支給間接費率引き上げに関するアドボカシー(1/2)

アドボカシー概要	
提言者	<ul style="list-style-type: none"> Bridge Span 米コンサルBain & Companyよりスピンアウトした非営利専門コンサルティング企業
提言先	<ul style="list-style-type: none"> 資金提供者(財団、等)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> NGO/NPOへの助成における十分な間接費の支給
論調	<ul style="list-style-type: none"> ホラーストーリー型 <ul style="list-style-type: none"> 資金提供によりNGO/NPOの持続可能性が低下 矛盾指摘型 <ul style="list-style-type: none"> 民間セクターの実際平均間接費率25%に対し、NGO/NPOに助成される平均間接費率は10~20% NGO/NPOの実際平均間接費率は17~35%に対し、NGO/NPOに助成される平均間接費率は10~20%
提言プロセス	<ul style="list-style-type: none"> Stanford Social Innovation Review(SSIR)に“The Nonprofit Starvation Cycle”を掲載(2009) <ul style="list-style-type: none"> 助成事業における不十分な間接費支給によりNGO/NPOの弱体化プロセスを問題提起 SSIRに“Pay-What-It-Takes Philanthropy”を掲載(2016) <ul style="list-style-type: none"> 米国のトップ20%NGO/NPOの間接費実態を分析、助成時の平均間接費率10~20%は低水準であることを問題提起

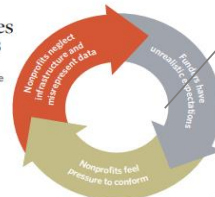
12 出所: 公開情報よりDTC作成

“The Nonprofit Starvation Cycle”(2009)内容詳細

■ “Nonprofit Starvation Cycle”を提唱し、負のサイクルを断ち切る第1歩として、資金提供者の変革の必要性を指摘

The Cycle That Starves Nonprofits

Three forces intertwine to deprive organizations of much-needed overhead funding:

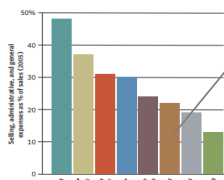


“Nonprofit Starvation Cycle”が発生

負のサイクル発生によりNGO/NPOが弱体化
(資金提供者の非現実的な認識⇒間接費削減プレッシャー⇒組織力の低下、間接費の過小報告)

The Real Cost of Doing Business

Most for-profit industries spend far more on overhead than the 10 to 20 percent norm in the nonprofit sector.



民間セクターにおいては、間接費率は更に高い

企業の平均間接費率は25%程度(対してNGO/NPOの助成事業の平均支給間接費率は10~20%)

SOURCE: Consultant: Stanford & Poor's Global Industry Classification Standard Structure

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

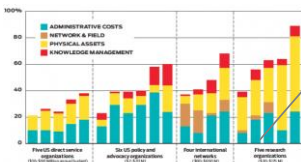
米Bridge Spanは、フォード財団等米主要5団体によるNGO/NPOへの助成時における支給間接費率水準引き上げ宣言に寄与



D 米Bridge Spanによる財団等の助成時における支給間接費率引き上げに関するアドボカシー(2/2)

“Pay-What-It-Takes Philanthropy”内容詳細(2016)

■ 米トップ20のNGO/NPOの間接費実態を調査、助成時の間接費率の水準の低さを指摘



実態間接費は業種により大きく異なり、一律の水準で助成すべきでない
NGO/NPOのコスト構造は業種により異なり、間接費は直接費の21~89%程度と開きがある

フォード財団との協力

■ Bridge Spanとフォード財団が中心となり、米主要5財団による支給間接費水準引き上げ宣言を発表



■ 助成事業に関する勉強会を立ち上げ、より柔軟な助成方式を検討

Indirect Cost Policies of Major US Foundations

Instead of paying for all of a nonprofit organization's indirect costs, most US foundations allow an organization to allocate only a small percentage of its grant to paying overhead—typically 15 percent—with the bulk of the grant having to go for direct program-related expenses.

Ford Foundation	20%
Bill & Melinda Gates Foundation	15%
Carnegie Corporation of New York	15%
John Templeton Foundation	15%
The California Endowment	15%
The John D. and Catherine T. MacArthur Foundation	15%
W. K. Kellogg Foundation	15%
Gordon and Betty Moore Foundation	12.5%
The Leona M. and Harry B. Helmsley Charitable Trust	10-20%
Lilly Endowment Inc.	10%
The Andrew W. Mellon Foundation	0%

13 出所: 公開情報よりDTC作成

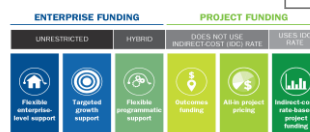
民間の財団助成においても、支給間接費率は低水準

助成時の支給間接費率は0~20%と各財団の方針により異なる

多様な助成方式を整理

5財団は、フルコストリカバリーを達成するための6つ助成方式について検討

Menu of Grant-Making Approaches: Providing Flexibility Across Unique Funder & Grantee Contexts



© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.



英ACEVOは、NGO／NPO向けにフルコストリカバリー実現に向けたガイドライン及びツールキットを提供し、トレーニングを実施

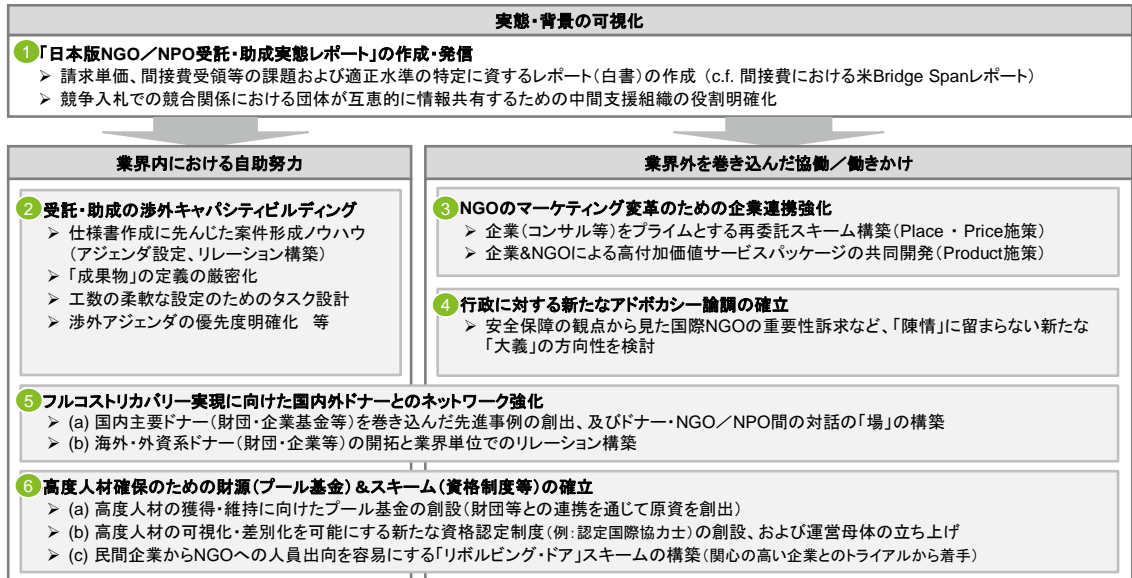
G 英ACEVOによるフルコストリカバリー達成に向けた交渉トレーニング実施に関するアドボカシー

	アドボカシー概要	ガイドライン内容詳細
提言者	<ul style="list-style-type: none"> ACEVO <ul style="list-style-type: none"> 英国の中規模NGO／NPOの中間支援組織 	<ul style="list-style-type: none"> フルコストリカバリーにおける間接費の計算処理方法を解説 <p>間接費の配賦方法を解説 6つのステップにより 間接費を配賦</p>
提言先	<ul style="list-style-type: none"> NGO／NPO 	
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> NGO／NPOへの助成におけるフルコストリカバリー方針の導入 	<ul style="list-style-type: none"> また、実際の資金提供者との交渉に向けたスキルトレーニングを提供 <p>ACEVO トレーニング 担当者</p> <p>フルコストリカバリー実現に向けては資金提供者との交渉が重要であるため、ネゴシエーション(交渉)トレーニングを提供している。実際のところは、受けてくれるところもあればそうでないところもあるが、今後拡大していきたい</p>
論調	<ul style="list-style-type: none"> ホラーストーリー型 <ul style="list-style-type: none"> フルコストリカバリーの意識が低い場合、団体の存続が危ぶまれる 	
提言プロセス	<ul style="list-style-type: none"> フルコストリカバリーに関するガイドライン及びツールキットを発表(2005) <ul style="list-style-type: none"> KPMGと協力し、間接費の配賦方法を解説した文書を発表 NGO／NPO向けにフルコストリカバリー実現に向けた委託・助成元との交渉スキルに関するトレーニングを提供 <ul style="list-style-type: none"> National Lottery Community Fund等取り組みに賛同した財団がACEVOに対して助成 	

対価の最大化に向けた 改善／働きかけの施策案

業界内のキャパシティビルディング等と並行して、企業との連携強化や新たなアドボカシー論調の確立が必要。まずは問題提起のためのレポート作成・発信を想定

NGO業界に求められるアクション(まとめ)

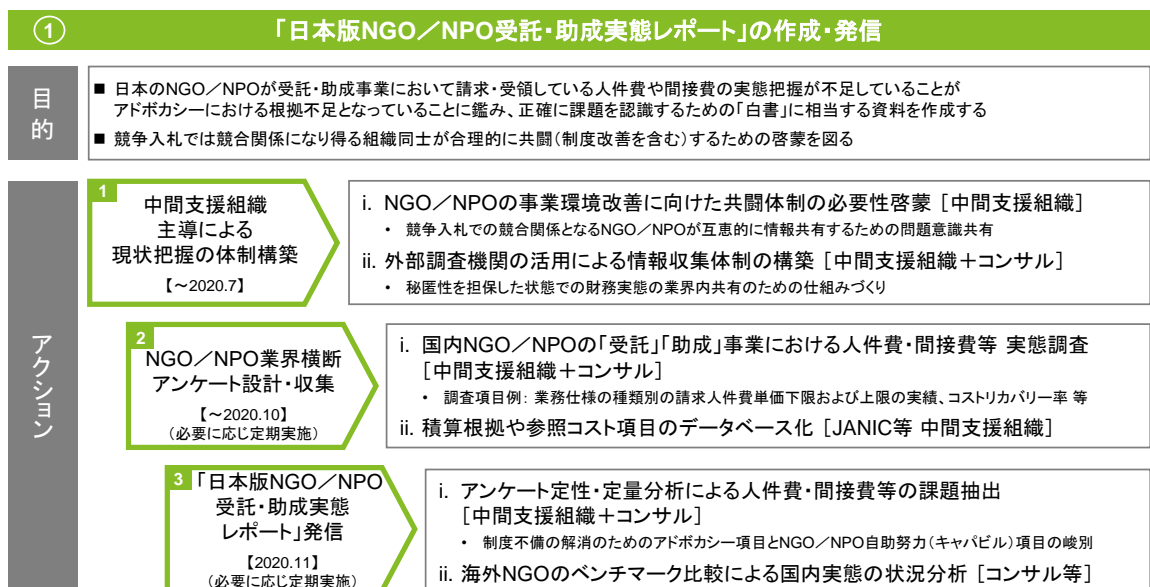


16

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

① 「日本版NGO/NPO受託・助成実態レポート」の作成・発信：今後の進め方案

NGO業界に求められるアクション(詳細)



17

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

② 受託・助成の涉外キャパシティビルディング：今後の進め方

NGO業界に求められるアクション(詳細)

② 受託・助成の涉外キャパシティビルディング	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託・助成事業における涉外(案件形成～仕様書作成～公募～受託～プロジェクトマネジメント)の基礎ノウハウを高度化する ■ 「柔軟な案件形成・獲得能力の向上」、「実態に見合う対価請求能力の向上」及び「対価に見合う業務調整能力の向上」を図る
アクション	<p>1 「守り」の涉外キャパビル 【～2021.3】</p> <p>i. プロジェクトマネジメント(業務設計, 期待値コントロール)スキルの研修実施 [中間支援組織+コンサル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「成果物」の定義の厳密化(受託業務設計の精度向上) ・ 事業タスクのモジュール設計技術向上(工数管理の柔軟性向上による予算相応の事業設計(赤字回避)) ・ 「期待値コントロール」技術の獲得(対政府:事業カバレッジ等, 対支援先:サービスレベル等)
	<p>2 「攻め」の涉外キャパビル 【～2021.10】</p> <p>i. 案件形成(アジェンダ設定, リレーション構築)ノウハウの研修実施 [中間支援組織+コンサル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「実績」訴求のためのメディア活用ノウハウ(エミネンス構築戦略) ・ 対行政/ソーシャルセクター内のリレーション構築の場の創出(例:「政策起業家」ネットワークの構築) ・ 政府受託事業における「仕様書」への適正なインプットノウハウ
	<p>3 NPO/NGO 涉外マテリアリティの明確化 【2022.～3(以降継続)】</p> <p>i. 涉外優先アジェンダの選定 [中間支援組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①「日本版NGO/NPO受託・助成実態レポート」を踏まえた業界アジェンダの優先度設定 <p>ii. 涉外ゴール明確化および進捗管理 [中間支援組織+コンサル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時機の評価および有望リレーションの特定を踏まえたNPO/NGO涉外マネジメント

18

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

③ NGOのブランド&サービス価値向上のための企業連携強化：今後の進め方

NGO業界に求められるアクション(詳細)

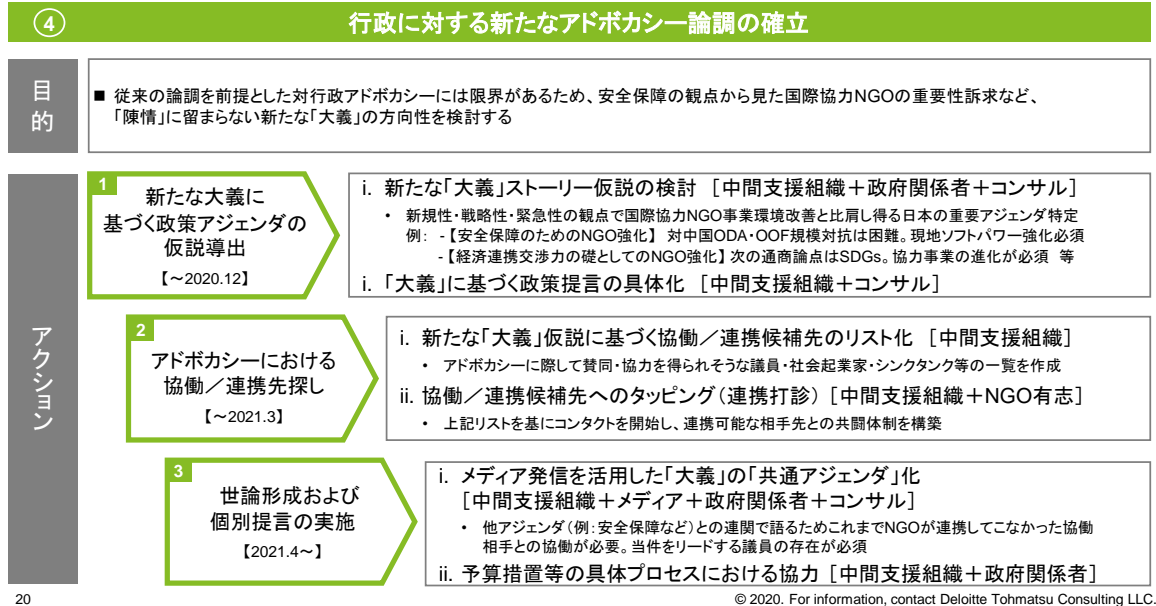
③ NGOのマーケティング変革のための企業連携強化	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【Place・Price施策】民間企業も参加する行政(JICA、自治体等)の競争入札案件はNGO/NPO向けの委託案件と比べて高単価であることに鑑み、企業(コンサル会社等)をプライムとして受注する再委託スキーム構築による案件獲得を図る ■ 【Product施策】NGOの専門性を活かした高付加価値サービスパッケージを企業と共同開発し、行政・企業等へ提供する
アクション	<p>1 NGO/NPOのバリュープロポジション再整理 【～2020.9】</p> <p>i. 企業との「補完関係」要素の分析 [中間支援組織+主要NGO+コンサル]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総研・シンクタンク」「開発コンサル」「投資機関」等の別にNGO/NPOが補完可能な価値を構造化 <ul style="list-style-type: none"> - 検討軸1: 専門性(特定地域課題への精通, Theory of Changeの既知, 政策論点の網羅性 等) - 検討軸2: 接続性(海外政府当局へのネットワーク, 過去経緯を知る現地協力機関との連携 等) - 検討軸3: 正統性(国際機関や第三国機関との連携可能性, 世論形成における中心性 等)
	<p>2 (Place・Price施策) 民間企業プライムでの受託チャネル構築 【～2021.3】</p> <p>ii. 企業と共同でのサービスパッケージ(営業資料)作成 [民間企業+NGO]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例: 現地人材育成プログラムにおける教育実施(NGO)とICTツール最適化(企業)パッケージ ・ 例: サプライチェーンにおける人権デューデリジェンス(NGO)+物流改革(企業)パッケージ <p>ii. 民間企業によるプライム受託案件への再委託での参画 [民間企業+NGO]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期にまず民間-民間の新興国進出プロジェクト等での高水準な単価設定実績を創出狙い
	<p>3 (Product施策) 民間企業連携の高付加価値サービス開発 【～2022.3】</p> <p>i. 行政・企業が高単価支払いをステークホルダーに説明できるビジネスモデルの開発 [中間支援組織+NGO+コンサル]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 視点案1: 「実績」要件の特異性を求める専門サービス - 視点案2: 成果報酬型ビジネス(現地市場環境の改善成果に対する支払い等) - 視点案3: 超短期納品型ビジネス(民間投資ファンド等)への高単価エコシステムへの参画

19

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

④ 行政に対する新たなアドボカシー論調の確立：今後の進め方

NGO業界に求められるアクション(詳細)

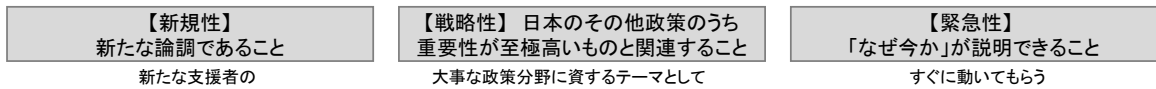


20

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

受託／助成元におけるルール・プロセスの改善に向けては、「陳情」から脱却し、新たな「大義」の具備が必要。例えば「安全保障」をアジェンダにしたアドボカシー展開など

「国際NGOへの十分な資金的配慮が必要」とするアドボカシーの新ストーリー(論調)仮説



新たなアドボカシー論調仮説1

安全保障のために国際NGO強化が急務

- **安全保障上の峻路に立っている日本には、「政策ツールの拡充」が急務**
 - ・ 近年の安全保障は米中覇権争いの中でどう外交的立場をとるか主論。サイバー攻撃対策を中心とする米国FIRMAIに平仄を合わせた外為法改正が本年春に予定されているが、結果として日本は米国が指定する「ホワイト国」に選定されず
 - ・ 米国トランプ政権が日本を守る保証のない中で、安全保障上どのように短期・中長期戦略を組み立てるか現在の論点
 - ・ 日本には安全保障の「ツール不足」が共通の認識。国内法としての外為法の限界もさることながら、対外ツールもFTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)の新ターゲットも枯渇。これまで成果の蓄積があるODAおよびその履行における国際NGO強化に注目
- **これまで日本の開発途上国向けODAおよびそれに基づく官民連携の協力プロジェクトは大きな成果を上げてきた**
 - ・ 結果、「バスポートインデックス」(Henley & Partners)で日本は2019も単独一位を誇るなど信用に大きな貢献を果たした
 - ・ 政府資金の供与はODAのみならずJBCI等を通じたOOF(Other Official Flow)もあるが、比率としてODAの重要性は不変
- **他方、近年の対外資金の趨勢において我が国が劣勢(特に対中国)になりつつあるリスクは、政府も正しく認識していない**
 - ・ 財務省および外務省の論調によれば「ODAのみで見れば、我が国は米英独仏よりも小さいが、OOF及び民間のFDI(海外直接投資)を含めて見れば、我が国の資金は最大の米国に次ぐ規模」とのことだが、特にODA+OOFの政府援助に関しては中国の実態(データがこれまで統計なし)を加味しないメッセージとなっている
 - ・ 実態として、中国の対外オファシナルフロー総額は、09年から日本を超え、14年時点は日本の2倍に達している。かつては主にアフリカ向けの援助だったが、近年はアジアや南米への援助も増えている
- **対中国のODA・OOF総額「規模」対抗は困難。日本の途上国支援の競争力は、現地プロジェクトの「人材」「ソフトパワー」**
 - ・ 中国の対外オファシナルフローを分解すると、Commercial Purposeの色が強いOOFが圧倒的に多い。他方で、日本は援助目的のODAが過半。このプロジェクト品質および確実な履行を進める国際NGOならびに関連民間団体へのエンパワーこそが急務
- **日本の国際NGOへの助成は「ボランティア活動への補填」ではいけない。「戦略的な安全保障投資」へ政策シフトすべき**
 - ・ わが国国際NGOの中では助成事業において人件費負担すら満たない単価でプロジェクト遂行している組織があり、JICA草の根活動においても諸外国比較において必ずしも十分な資金提供がなされていない
 - ・ わが国の国際SDGs貢献の文脈に加え、喫緊の課題である安全保障上のツール拡充の観点でも政策シフトが急務

同様に「論調仮説2：経済連携協定における協力事業の高度化/外資への積極的な資金提供がなされていない」論調仮説が途上国の開発政策のツールとして国際NGOを強化)なども検討可能

21

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

⑤ フルコストリカバリー実現に向けた国内外ドナーとのネットワーク強化 (a) 国内ドナーとの関係構築・アドボカシー：今後の進め方

NGO業界に求められるアクション(詳細)

⑤ 国内外ドナーとのネットワーク強化：(a) 国内ドナーとの関係構築・アドボカシー	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国等においては、フルコストリカバリー実現に向けて民間主導での運動が活発化していることを踏まえ、国内主要ドナー(財団・企業基金等)を巻き込んだ先進事例の創出及びドナー・NGO/NPO間の対話の「場」の構築を図る
アクション	<p>(a)-1 フルコストリカバリー実現に向けたアドボカシー体制構築【～2020.7】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. フルコストリカバリー実現に向けた協働NGO/NPO^{*1}の探索[中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ フルコストリカバリー実現に向け、働きかけを主導する意思のあるNGO/NPOへアプローチ ii. 協働可能なドナー^{*1}の探索[中間支援組織+ドナーネットワーク²等] <ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書等発行による働きかけを行った上で、フルコストリカバリーへ移行意思のあるドナーへアプローチ
	<p>(a)-2 協働ドナーとの先進事例創出【～2020.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 協働ドナー・NGO/NPOとの協議及びフルコストリカバリー実施策の検討[中間支援組織+協働ドナー+協働NGO/NPO] <ul style="list-style-type: none"> ・ ルール改訂(例：人件費・管理費支給の必須化、米USAID・英DFID方式等を参考にした団体毎の間接費算定ロジックの新規導入等)を含む既存制度の再検討を実施 ii. 協働ドナーによるフルコストリカバリー宣言の発表[協働ドナー]
	<p>(a)-3 ドナー・NGO間の対話の「場」構築・定期協議実施【2020.11～】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 国内主要ドナー・NGO/NPO間の協議体制の構築[中間支援組織+ドナーネットワーク等] <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の共有・展開等を可能にするための主要ドナーとの協議の「場」及び体制作りを実施 ii. 受託・助成事業の社会的インパクト最大化に向けた定期協議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の横展開に加え、その他の改善施策(報告書式の統一・簡素化等)を継続的に協議

22 *1:まずは少数(1～5団体)の賛同団体を募り、フルコストリカバリー実現に向けた活動の迅速な立上げを実施
*2:助成財団センター等、助成財団・企業基金等を束ねる団体を想定

⑤ フルコストリカバリー実現に向けた国内外ドナーとのネットワーク強化 (b) 海外・外資ドナーとの関係構築：今後の進め方

NGO業界に求められるアクション(詳細)

⑤ 国内外ドナーとのネットワーク強化：(b) 海外・外資ドナーとの関係構築	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ (b) 海外・外資系ドナー(財団・企業等)はフルコストリカバリー方針を打ち出しており単価も高い例が多いため、今後の新たな助成・受託元として、業界単位での新規開拓及び継続的なリレーション構築を図る
アクション	<p>(b)-1 海外・外資系有望ドナー候補の抽出・整理【～2020.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. フルコストリカバリーでの受託・助成事業を実施している海外・外資系ドナーの探索[中間支援組織+ドナーネットワーク^{*1}等] <ul style="list-style-type: none"> ・ フルコストリカバリーが前提、且つ一定水準以上(例：2,000万円～)の案件を主とする団体を抽出 ・ NGO/NPO及びドナーネットワークへのヒアリング、デスクトップリサーチ等を通じて候補団体を一覧化
	<p>(b)-2 業界単位でのリレーション構築【2020.7～】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 海外・外資系ドナー候補へのタッピング及び連携打診[中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記リストをもとに各団体へのコンタクトを図り、日本のNGO/NPOIに対する委託・助成の可能性やハードルを聴取すると共に、継続的な情報共有体制(例：四半期毎の定例会議開催等)を構築
	<p>(b)-3 案件獲得に向けた継続的支援【2020.9～】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 国内NGO有志へのセミナー/トレーニングの実施[中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成申請時のポイント(例：応募書式の記載例)、案件獲得に向けた留意点等を共有 ii. 海外・外資系ドナーに関する情報集約及び情報提供[中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ Web等を通じた情報提供(財団・企業名、受託・助成領域、金額、期間、応募方法等)を実施

23 *1:助成財団センター等、助成財団・企業基金等を束ねる団体を想定

⑥ 高度人材確保のための財源&スキームの確立

(a) プール基金の創設 + (b) 資格認定制度の創設: 今後の進め方案

NGO業界に求められるアクション(詳細)

⑥ 高度人材確保のための財源&スキームの確立: (a) プール基金 + (b) 資格認定制度の創設	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ (a) 高いスキルや専門性を持った人材を獲得・維持するための金銭的リソースが不足しているNGO/NPOが多い現状を踏まえ、プール基金等の創設を通じて財源を確保し、NGOの組織強化を促進する ■ (b) 高付加価値な人材を可視化・差別化するための資格認定制度を設けることで、有資格人材の請求単価の引上げに繋げる
アクション	<p>(a)-1 賛同ドナーの確保 【~2020.8】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 計画に賛同・コミット可能なドナー(財団等)の探索 [中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策の必要性(NGO/NPOの組織力強化)への賛同及び資金拠出を見込める財団等にアクセス ii. 助成の規模・運用方針・適用範囲等の検討 [協働ドナー+中間支援組織]
	<p>(a)-2 基金の創設・運用開始 【~2020.12】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. プール基金の運用開始及び業界内での周知 [協働ドナー+中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の要件を満たす申請NGO/NPOへの資金拠出(用途は高度人材の獲得に限定)を想定 ii. 利用NGO/NPOからのフィードバック収集 [協働ドナー+中間支援組織]
	<p>(b)-1 制度設計の検討 【~2020.10】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 創設する新資格の定義・要件・認定方法等の検討 [中間支援組織+コンサル] <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定すべき資格(例:「認定国際協力士」)の詳細、及び制度設計の在り方について討議 ii. 取り組みに関する業界内への周知(及び意見聴取) [中間支援組織]
	<p>(b)-2 運営体制の構築 【~2021.3】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 運営母体のあるべき姿に関する検討・策定 [中間支援組織+コンサル] <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営に際しての主体・組織形態・必要なリソース(人員数)と手配方法等について検討 ii. 関連ステークホルダーの巻き込み~体制の確立 [中間支援組織]

24

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

⑥ 高度人材確保のための財源&スキームの確立

(c) 企業⇄NGO間の「リボルビング・ドア」スキームの構築: 今後の進め方案

NGO業界に求められるアクション(詳細)

⑥ 高度人材確保のための財源&スキームの確立: (c) 「リボルビング・ドア」スキームの構築	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託事業において高単価を請求しやすい高度人材(高いスキルや専門性を持った人材)がNGO業界では獲得・維持しにくい現状を変えるため、そういった人材が民間セクター⇄ソーシャルセクター間を出入りしやすい仕組みや機会を創出する
アクション	<p>(c)-1 トライアル実施に係る体制構築 【~2020.8】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. トライアル参加可能な企業/NGOの探索 [中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策の問題意識を共有し、短期~中期で協働できる可能性のある企業/NGOにアクセス ii. 施策の目的・趣旨・目指す姿の共有 [参加NGO+協働企業+中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の課題を再認識すると共に、トライアルで到達すべきゴールについての認識合わせを実施
	<p>(c)-2 協働企業とのトライアル事例創出 【~2021.3】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 人材拠出(出向等)に必要なスキーム・体制の検討~策定 [参加NGO+協働企業+中間支援組織+コンサル] <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方にとってWin-winになり得る制度設計、及び実現に向けてのハードルやその解決策を討議 ii. 新スキームの実験的運用の開始 [参加NGO+協働企業]
	<p>(c)-3 ベストプラクティスの業界内展開 【2021.4~】</p> <ul style="list-style-type: none"> i. トライアル事例からのフィードバック整理 [中間支援組織+コンサル] <ul style="list-style-type: none"> ・ ベストプラクティス再現に際しての要件(KSF)・ハードル・改善すべき点等を網羅的に把握 ii. 知見・ノウハウの業界内共有及び啓発実施 [中間支援組織] <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO有志を対象とした勉強会等を通じて成功事例を共有し、業界内での横展開を目指す

25

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または "Deloitte Global") および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国 (香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.



Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited